

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第30回ガスシステム改革小委員会

日時 平成28年3月31日（木）16：30～19：17

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

## 1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第30回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

まず初めに、事務局からオブザーバーのご紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、川岸隆彦常務理事様、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、東京電力株式会社、佐藤美智夫執行役員 カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント、国際石油開発帝石株式会社、奥園和人天然ガス供給ユニットジェネラル・マネージャー、石油資源開発株式会社、中島俊朗経営企画部長、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、奥田真弥専務理事が出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁、総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

## 2. 議題

### (1) 導管整備に係る事業者ヒアリング

○山内委員長

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

この小委員会の、第26回の小委員会で、引頭委員から地下貯蔵の利用を含めて導管整備を考えるべきだと、こういうご指摘がございました。これを受けまして、本日は、まず議題1で「導管整備に係る事業者ヒアリング」といたしまして、石油資源開発株式会社からご説明をいただきたいと思っております。この説明が終わりました後に、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

それでは、石油資源開発株式会社から、資料3についてご説明をお願いいたします。

## ○中島オブザーバー

ありがとうございます。ただいま委員長からご紹介ありましたとおり、LNG気化ガスの地下貯蔵について整理をするようにというご要請をいただきましたので、弊社が第28回の小委で行いましたプレゼンと一部重複する部分もございますけれども、改めてご説明をさせていただきたいと存じます。

資料の2ページをごらんください。天然ガス地下貯蔵の基本的なタイプは、この左側にお示しました3つがございますけれども、Aの枯渇油・ガス田利用タイプが、我が国において現在まで実施されております天然ガスの地下貯蔵方式でございます。Bの帯水層タイプにつきましては、日本での実績はまだございませんけれども、今後の調査次第で適地のポテンシャルはあると考えております。また、Cの岩塩層タイプ、これは岩塩層に水を注入して岩塩を溶かして、そこにできた空間にガスを貯蔵するという、欧米に実例が見られるタイプでございますが、日本では対象となるような岩塩層は存在していないと考えております。

また、図の右側のほうに、圧入したガスと鉱山に取り残されているオリジナルガスの関係について、模式的に示しております。再生産したガスをパイプラインに投入するために必要な圧力や流量を得るために、圧入ガスの一部は、排出エネルギーの源泉となるばねのような役割を果たすクッションガスといたしまして、定期的に出し入れが可能なワーキングガスとは別枠で確保する必要があるということをお示しております。クッションガスは最終的に地下貯蔵をやめるときには取り出して販売することが可能でございますが、地下貯蔵を継続している間は、ほぼ塩漬け状態となるものでございます。

3ページをごらんください。日本の天然ガス地下貯蔵の現況をお示してございますが、主に国産天然ガスの需要の季節変動や時間的な変動に対応して貯蔵や生産を行い、生産設備や天然ガスパイプライン等の能力がガス供給のボトルネックになることを回避する、需給調整を目的とした実施を行っております。また、定期修繕やトラブルなどによる生産プラント停止時に備えまして、一定量のガスを貯蔵しておくという目的もございます。

枯渇ガス田の利用に際しましては、もともとガス田が発見された当初のガス層の圧力以下での操業を行っております。

歴史的には、INPEX帝石さんが最初に、昭和44年4月から、新潟県の関原ガス田で地下貯蔵を開始されました。その後、弊社も昭和54年から、同じ新潟県の中越地区にございます片貝ガス田での地下貯蔵を開始し、現在までに紫雲寺ガス田や雲出ガス田での実績がございます。資料の12ページの参考1のところに各ガス田の概要をまとめておりますので、これは後ほどご参照いただければと思います。

本日は、紫雲寺での地下貯蔵例をもう少し詳しくご紹介いたします。

4ページに、新潟県内での当社のガス田と天然ガスパイプラインの位置関係をお示ししてございます。図の下方、中越地区にて当社の主力鉱山である片貝、吉井といったガス田の生産操業を行っておりまして、これをほぼ枯渇した紫雲寺ガス田——図では右上のほう、下越地区に位置しておりますけれども——、こちらに入れているということでございます。紫雲寺における国産ガスの地下貯蔵は、中越方面から導管輸送されたガスを使い、行っているということでございます。

5ページに、そのイメージを模式的にあらわしております。右の図で赤い破線でお示しておりますのが片貝、吉井を代表する国産ガスの生産能力でして、緩やかに季節変動に対応はしておりますけれども、極力、通年平準化した生産を行うことによりまして、鉱山の可採鉱量の最大化を図っております。その際に、夏場に、青い実線で示した需要量を上回る部分、これを紫雲寺での圧入に振り向けまして、冬場にその鉱山ガスの量では足りない部分を、紫雲寺から再生産したガスと合わせまして、ピーク需要に対応するというようなオペレーションを行っております。

なお、現在弊社では、日本海LNGさんの新潟基地、これは前のページの右上のほうに赤で示しておりますけれども、こちらから送出したLNG気化ガスを紫雲寺で試験的に貯蔵を行いまして、将来のLNG気化ガスの本格貯蔵を念頭にいたし、熱量・性状の異なるガスが地下でどのような挙動をするかといった検証をしているところでございます。

6ページをごらんください。紫雲寺ガス田では、地下約900メートルから1,140メートルの複数の地層に、27年間にわたりまして、無事故・無災害で天然ガスの圧入・再生産を行っております。具体的には、低需要期の4月から11月にかけて、パイプラインネットワークを通じて紫雲寺ガス田に圧入をいたしまして、12月から3月の冬期ピーク需要に応じて再生産を行い、下越地方を中心とする需給対応に不可欠な供給源として活用しているところでございます。

次の7ページから9ページまでの、この3枚につきましては、第28回の小委でプレゼンをさせていただきました資料の再掲でございますけれども、ごく簡単にご説明させていただきます。

まず7ページでございますけれども、日本での天然ガスの地下貯蔵は、一部の例外を除きまして国産ガスに限定されておまして、いずれも小規模なものにとどまっております。しかし、LNG気化ガスを地下貯蔵することで、より大規模な貯蔵による災害時のバックアップや、あるいはLNG調達の平均コストの低廉化に資する可能性があると考えております。

8ページでは、当社のガス田の将来における地下貯蔵能力の活用イメージを例示させていただいております。現在生産中の東新潟ガス田並びに岩船沖ガス田、これは両者合わせますと、ガスで約90億立法メートル、LNG換算で670万トン近い貯蔵能力を有しているの見込んでおります。これらの鉱山は、4ページの図でおわかりになりますとおり、日本海LNGさんの新潟基地にも

比較的近接した位置関係にございまして、気化ガスを貯蔵しやすい位置にあると考えております。

9ページには、地下貯蔵の課題についてまとめてございます。貯蔵候補サイトが偏在していること、貯蔵コストや、あるいはLNG基地と貯蔵サイト、貯蔵サイトと需要地を結ぶ導管ネットワークの整備のコストが必要であること、それから、事業及び保安に関する法的整備が必要であることなどが、大きな課題であると認識しております。

こうした課題のうち、本日は特にコストに関するイメージを、もう少し具体的に例示させていただきたいと思っております。

10ページをごらんください。こちらに経産省さんの委託調査でございます、平成24年度産業・エネルギー基盤強靱性確保調査事業報告書から、東新潟ガス田を利用したケースにおける地下貯蔵の初期投資額の試算結果を転載させていただいております。詳しい試算前提につきましては14ページの参考3をご参照いただきたく存じますが、結論といたしまして、10ページに掲げております表のとおり、大消費圏における一部LNG基地の停止に伴う供給不足量を1年間程度補填するために必要な地下貯蔵初期投資額は、合計で約4,100億円程度と試算されております。

また、このうち、先ほど申し上げましたクッションガスの調達コストが、当時のガス価格で2,700億円弱、約65%を占めているということが特徴的かと思っております。なお、クッションガスにつきましては、現在のLNG価格で評価いたしますと1,800億円弱となりますので、これに置きかえた初期投資総額は約3,200億円ということになります。

11ページでは、新潟エリアの貯蔵サイトから、大消費地に向けた導管整備、整備コストを外挿する上で参考となると思われる資料といたしまして、平成24年5月の第4回天然ガスシフト基盤整備専門委員会資料6、三菱総研さんによります導管整備コストの試算結果を転載させていただきました。

このときに検討されたCルートというもの——右側の図のほうでA、B、C、Dと4つございますが、そのうちのCルート——の建設費は、新潟県長岡市から東京ガスさん管内の埼玉県桶川市までで、約1,800億円。Dルートは、同じく長岡から大阪ガスさん管内の滋賀県彦根市までで、約3,000億円と試算されております。

各ルートの最大流量もお示ししてございますが、これと14ページの試算前提として想定された緊急時の不足能力と単純比較いたしますと、必ずしも十分な輸送能力とはなっておりませんが、ほかの基地からの応援と、試算当時に想定しなかった供給力も追加されていると思われるので、このような導管投資規模での導管整備が行われれば、一定の緊急時バックアップ機能を果たし得る可能性があると考えられます。

また、そのようなコスト負担と回収のあり方をどうするのが大きな課題であると考えており

ますけれども、同じ三菱総研さんの資料の中では、地下貯蔵と導管整備全体の費用に対して、これに見合った経済的便益を見込み得る旨の試算も行われておりました。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは今、石油資源開発株式会社からご説明がありました内容について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を伺いたいと思います。

例によって、発言をご希望の委員の方は、お手元の名札を立てていただきたいと思います。

どなたか、ご発言ございますでしょうか。

では引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ご説明ありがとうございました。地下貯蔵の可能性について、よく理解することができました。

1点だけ質問があります。最後のほうのご説明で、三菱総研さんの報告書の中に、経済合理性があるというようなご試算があったということでしたが、その部分について少しだけご紹介いただけますでしょうか。

○山内委員長

どうぞ、中島オブザーバー。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。

このときの三菱総研さんの資料は、まず、タイトルといたしましては、「広域パイプラインネットワークの整備コスト試算及び各種効果の試算」というタイトルでございました。その中で、「はじめに」として、「本試算は、天然ガスシフトのための基盤として期待される広域天然ガスのパイプラインや大規模天然ガス地下貯蔵設備について、仮想ルート等を設定し、その建設コスト及び期待される効果を把握することを試みたものである（具体的な整備ルートとして提案するものではない）」ということで、「仮想ルートの設定に当たって、我が国LNG輸入量の約9割、都市ガス供給量の約7割を占める関東、中部、近畿、九州エリアを連携するとともに、大規模天然ガス地下貯蔵施設の設置場所の有望地域である新潟と関東、中部、近畿エリアを連携することとした」というご説明がなされております。

その中で、本日私をご紹介した地下貯蔵の初期投資コストとは少し視点が違うものではございますけれども、このときも一定の前提を置いた地下貯蔵のコストと、今ご紹介した4ルート合計で、導管のほうの整備は750Aの口径で、総額で1兆3,800億円ぐらいかかるというようなご試算

をされています。

それに対して、費用対効果の効果のほうでございますけれども、仮想ルートにおいて想定される事業収入ということで、石油系の燃料からの天然ガスへの燃料転換であるとか、託送の関係であるとか、設備投資の回避効果、それからCO<sub>2</sub>の削減効果、こういったものを経済的に評価をされまして、先ほど申し上げたコストを上回るような経済効果が期待し得るといような試算をされておりました。

○山内委員長

よろしいですか。

そのほかに、もしよろしいようでしたら、きょうはちょっと議題が多いものですから、先へ進ませていただいて、何かありましたらまた後ほどにご質問を願えればと思います。

## (2) 前回の御指摘事項等について

### (3) 小売全面自由化の詳細制度設計について

○山内委員長

次の議題ですが、前回の御指摘事項についてと、それから(3)の議題の小売全面自由化の詳細制度設計について、これはあわせて事務局からご説明を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

まず、資料4に沿って、前회のご指摘事項などについてご説明します。

1 ページに、ご指摘事項4点を整理しております。①、「特別な事後監視」と「一般的な市場監視」との違いについて。②、経過措置料金規制に係る指定解除の総合的な判断について。③、経過措置料金規制の解除にかかる消費者などの関与について。最後に、第25回小委員会における草薙委員からのご指摘です。電気の「マンション一括受電」のようなビジネスモデルについて。

2 ページ、ご指摘事項①、二村委員、池田委員、深山委員、松村委員からの事後監視に関するご指摘です。「特別な事後監視」と「一般的な市場監視」とは違うのか。また、「合理的でない値上げ」と「不当な値上げ」とは違うのかとのご質問です。

「特別な事後監視」とは、標準家庭における1カ月のガスの使用量を前提とした、小売料金水準に着目した事後監視です。標準的な小売料金の「合理的でない値上げ」、すなわち、原料費や託送料金の上昇に伴うものとは説明できない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととなります。

3 ページ、2つ目のポツですが、「一般的な市場監視」においては、全てのガス小売事業者が

設定する小売料金水準の確認などを行っていく予定です。小売全面自由化後にはさまざまな料金メニューが設定される可能性を踏まえれば、現時点において「小売料金の不当な値上げ」だと評価する判断基準を網羅的に示すことは極めて困難です。先行する電力の市場監視のあり方なども参考にしながら、引き続き検討していくこととしたいと考えております。

また「合理的でない値上げ」と「不当な値上げ」との関係は、下段の図のとおりとなります。通常は「不当な値上げ」を行った事業者が業務改善命令の発動対象となり得ます。他方、「特別な事後監視」の期間中においては、「不当な値上げ」には該当しない「合理的でない値上げ」を行った事業者についても、業務改善命令の発動対象となり得ます。

6 ページ、松村委員からのご指摘事項②です。経過措置料金規制に係る指定解除基準については、十分条件として整理するのではなく、実際の解除の際にはこれらの指標を勘案しつつ、総合的に判断すべきではないかのご指摘です。

まず、経過措置料金規制の解除基準については、経過措置料金規制が課せられた事業者と課せられなかった事業者との公平性を確保する観点から、この解除基準を不透明なものとするのは回避することが適当と考えます。

他方、前回の本小委員会において、4つの解除基準を提示したところですが、それぞれの解除基準を形式的に満たしていたとしても、5 ページ、6 ページに挙げているような例の場合には、ほかのガス小売事業者などとの適正な競争関係が確保されていると評価することができません。例えば利益率基準において、他社との協調的な行動により利益率が低くなるように恣意的に操作していた場合や、獲得離脱基準において一般世帯の総数に比して、スイッチなどの総数が著しく少ない場合などです。

このため、ご指摘を踏まえ、経過措置料金規制を解除するに当たっては、お示しした解除基準を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価しがたいほかの事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断することとしてはいかがでしょうか。解除の場合だけでなく、指定の場合にも同様に、こうした考え方を採用したいと考えます。

8 ページ、池田委員、大石委員からのご指摘事項③です。経過措置料金規制の解除の際に、消費者などの利害関係者が意見を述べる機会があるのかのご質問です。

経過措置料金規制の解除要件については、まさに消費者委員も交えた本小委員会においてご議論いただいているところですが、実際に当該規制を解除しようとする際も、消費者を含めた関係者からのご意見を国が広く聴取した上で、解除するか否かの判断を行うことが適当であると考えます。このため、実際に経過措置料金規制を解除しようとする際には、パブリックコメントを実施することとしたいと考えます。

他方、行政コストを考えまして、パブリックコメントを実施する対象事業者については、需要家に与える影響が特に大きい大手3社に加えまして、供給戸数が15万戸以上の市町村がある旧一般ガス事業者としてはいかがでしょうか。

注1にありますとおり、供給約款料金の認可に当たっては、その影響を受ける需要家の数を勘案し、同様の事業者については、消費者庁に協議すべき事業者と整理されており、これを参考にしております。注2にありますとおり、対象事業者は大手3社に加え6事業者ということになります。

また、経過措置料金規制の解除の際のみならず、指定の際にもパブリックコメントを実施することとしてはいかがでしょうか。

9ページ、第25回小委員会における草薙委員からの、電気の「マンション一括受電」のようなビジネスモデルは、ガスにおいては認められるのかとのご質問です。

まず、電気のいわゆる「マンション一括受電」は「高圧一括受電」とも呼ばれており、一括受電事業者が受電設備（変圧器）を保有・管理し、電力会社から高圧で受電した電気を低圧に偏圧した上で、マンションの各戸に対して電気を供給するというものです。

「電気の利用者」は、電力会社から実際に電気を受電している一括受電事業者となり、電力会社から一括受電事業者に対する電気の供給行為については、電気事業法上の規制を受けます。一方で、一括受電事業者からマンションの各戸に対してなされる電気の受け渡し行為については、電気事業法の規制を受けないビジネスモデルとして整理されています。また、一括受電事業者が受電設備を保有・管理しない場合など、当該一括受電事業者が電気の受電実態があるとは言えない場合においては、電気事業法上、許容されないビジネスモデルであると整理されています。

10ページ、ガスにおける取り扱いについてですが、マンションに対するガスの供給については、低圧導管によって行われることが一般的です。このような場合においては、仮に一括受ガス事業者が存在したとしても、この者が何らかの設備の保有・管理を行っているわけではないことが多く、ガスの供給を受けているという実態がない場合も想定されます。こうした場合は電気と同様、許容しないビジネスモデルとしたいと考えます。

次に、敷地外の導管が高圧導管であり、かつ、一括受ガス事業者がガバナーを保有・管理し、一括受ガス事業者が偏圧した上で、マンションの各戸に対してガスを受け渡す行為について、どう整理するかが論点となります。

11ページの理由により、現時点では、この場合においても許容しないこととしてはいかがでしょうか。

11ページ、理由の①です。現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、



ガス工作物としてガス事業法の適用を受けており、異常時における遮断機能を有したものの、いわゆるマイコンメーターでなければならないこととされています。この点、一括受ガスの場合における「ガス工作物たるガスメーター」は、ガス会社と一括受ガス事業者の取引のために設置されるガスメーターに限られることとなるため、こうした保安規制を各戸のガスメーターに及ぼすことができなくなります。

理由の②、電気事業法上、一括受電事業者が保有する受電設備については、当該一括受電事業者が保安義務を負うこととなります。一方、ガス事業法上、一括受ガス事業者が保有するガバナーについては、内管と同様、一般ガス導管事業者に保安義務があります。このため、このガバナーの実質的な維持・管理を行っている者は一般ガス導管事業者となり、一括受ガス事業者ではないことから、この意味においても一括受ガス事業者に受ガス実態があるとは言いがたいこととなります。

理由の③、仮に一括受ガスというビジネスモデルを認めることとした場合には、マンションの各戸の需要家がガスの供給者を選択するに当たり、一定の制約を受けることも想定されます。

こうした理由から、現状では難しいわけですが、将来的に一括受ガスというビジネスモデルを許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理することとしたいと考えます。

前回のご指摘事項などについては、以上です。

続きまして、資料5に沿って、小売全面自由化後の詳細制度設計についてご説明します。

1ページをごらんください。本日も議論いただきたい論点として、4点整理させていただいています。

1. 二重導管規制について、2. パンケーキ問題について、3. 国産天然ガスを対象とした原料費調整制度について、4. LNG基地の第三者利用制度についての4点です。今回の論点は、全てご議論いただきたい論点と考えております。

2ページ、二重導管規制についてです。

第26回小委員会において、ガス導管事業者は毎年度、ネットワーク需要の一定割合、例えばネットワーク需要の伸び1%の半分に当たる0.5%の「既存需要」を獲得することを認めることを提案しました。

4ページに飛んでいただいて、こちらにありますとおり、論点1として、「ネットワーク需要の0.5%」という水準が妥当か否か。論点2として、ネットワーク需要の0.5%の需要以上の需要を獲得することを直ちに認めないこととするか否か。論点3として、大規模な需要の獲得を考え、例えば3年間で1.5%の需要を獲得するといったようなことを認めるか否かといった点が残され

ています。

5ページ以降、これまでの委員会でのご発言は省略させていただきます。

14ページ、基本的な考え方に立ち返りますと、二重導管規制の見直しによって達成すべきものは、①として、大口需要家の獲得競争を促進し、ガス小売事業者の一層の効率化を進展させることによって、小口需要家に対しても低廉なガスが供給されること。②としまして、低廉な託送供給不可能ガスの大口需要家に対する供給を実現することにより、我が国の産業競争力の強化を図ることの2点と考えます。

15ページです。この考え方に基つきまして、第26回小委員会で提案しました、ガス導管事業者はネットワーク需要の伸びの半分に相当する既存需要しか獲得できないという考え方はとらないこととしたいと考えます。

16ページ、今回の修正提案となります。

我が国の産業競争力を強化するためには、市場ニーズとのミスマッチが生じることを回避する必要があることから、まず3年度間に着目した指標とすることをご提案します。また、平成20年度から平成26年度までの全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率は1.47%であることから、ガス導管事業者は、3年度間において、各一般ガス導管事業者のネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要を獲得することを許容することとしてはいかがでしょうか。

17ページです。他方、ネットワーク需要の伸びはさまざまです、実際に一般ガス事業者の中にはマイナストレンドの事業者も存在するところです。このため、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が託送料金の値上げ認可申請時の審査要領において求められる効率化努力を行った場合においても、現に託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給は認めないこととしてはいかがでしょうか。

18ページ、4年目以降の二重導管規制をどうするかについては、自由化後3年が経過する日までに、以下の論点を検証し、4年目以降の制度を検討することとしたいと考えます。

①、今般の制度が導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か。また、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。②、3年度間で、ガス導管事業者が4.5%を獲得していない場合に、4年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。③、厳格な審査を行った上で、需要家利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による供給を認めるか否か。

二重導管規制については、以上です。

続いて19ページ、論点の2、パンケーキ問題についてです。

20ページですが、いわゆるパンケーキ問題とは、供給区域をまたぐごとに託送料金が課金される仕組みであります。

イメージ図で見ていただきますと、X社が供給区域Cの需要家にガスを供給する場合、託送料金として(a + b + c)が課金されることとなります。一方、Y社に課金される託送料金は、cのみとなります。その結果、ガス小売事業者間の公平な競争を阻害する可能性があるという議論です。

22ページにありますとおり、電気事業制度の状況を見ますと、以前は同様の問題がありました。が、平成17年4月にパンケーキ問題の解消が図られております。詳細については省略させていただきます。

23ページ、①ガス小売事業者間の競争の活性化、②需要家選択肢の拡大などを図るため、このパンケーキ問題については、電気事業制度と同様に解消することとしてはいかがでしょうか。

イメージ図の【ケース1】で見ていただきますと、青の事業者Xの小売供給にかかる卸託送料金aについては、供給区域Bにおける一般負担とすることとなります。これによって、小売事業者X・Yが支払うべき託送料金は、いずれもbとなります。同額ということになります。卸託送料金aの分については、事業者Bから事業者Aに、事業者間で精算されることとなります。

【ケース2】のとおり、逆の場合も同様となります。

24ページ、【ケース3】、【ケース4】のとおり、特定ガス導管事業者の導管を経由する場合も同様の取り扱いとなります。

25ページですが、現在、卸供給料金の中には卸託送料金が含まれております。二重取りを回避するために、ガイドラインなどにおいて、卸供給料金については卸託送料金相当額を引き下げることを求めたいと考えます。卸供給料金についての報告義務も、新たに課すこととしたいと考えます。

27ページです。パンケーキの解消後は、卸託送料金相当額については事業者間で精算することとなります。

28ページの図にあるとおり、事業者Bの託送料金は、事業者Aの卸託送料金や卸託送量といった外生的な要因の影響を受けることとなります。このため、外生的な要因によって託送料金を改定する場合には、総原価の洗いがえを行うことは必ずしも求めず、国が改定後の事業者間精算額のみを審査するという変分改定を認めることとしてはいかがでしょうか。

パンケーキ問題については、以上です。

29ページ、論点3、国産天然ガスを対象とした原料費調整制度についてです。

30ページ、まず原料費調整制度とは、事業者の効率化努の及ばない原料価格や為替レートの影

響を外部化することにより、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映させると同時に、事業者の経営環境を安定化させることを目的として、平成8年1月に導入された制度です。具体的には、図のとおり直近3カ月、3月間の貿易統計におけるLNG・LPGの平均原料価格の増減を、3月後の小売料金に自動的に反映させることとされています。

31ページ、国産天然ガスは、原料費調整制度の対象外として整理されています。平成21年の都市熱エネルギー一部会料金制度小委員会の中間取りまとめにおいては、国産天然ガス値決め方法、価格指標の形成などの今後の実態変化を踏まえ、必要に応じて改めて検討を行うことが適当と整理されています。

35ページです。近年、国産天然ガスの卸売事業者の中には、国産天然ガスの価格とLNG価格を一致させることを志向したり、あるいは国産天然ガスの価格をLNGの価格の変化に応じてスライドさせることを志向する事業者があらわれてきております。この点、国産天然ガスの値決め方法については、LNG価格と独立して決められるべきものとの考え方も存在するところ、こうした値決め方法の変化については、合理性があるかどうかが一つの論点となります。

36ページ、この論点を整理した上でということになりますけれども、国産天然ガスの値決め方法については、近年、LNGにリンクさせる動きも生じてきていることなどから、原料費調整制度については国産天然ガスも対象とした制度に改めることとしてはいかがでしょうか。

37ページ、なお、国産天然ガスの卸売事業者の中には、依然としてLNG価格とは独立して値決めを行っている者も存在しています。このため、国が実際にLNGリンクとなっていることを確認できた場合に限り、原料費調整制度の対象とすることとしたいと考えます。

38ページ、最後の論点4、LNG基地の第三者利用制度についてです。

39ページ、改正後のガス事業法においては、ガス製造事業者は、正当な理由がなければ、そのLNG基地の利用に係る第三者からの依頼を拒んではならない旨が規定されています。本日は、ガス製造事業に該当することとなるタンクの要件、共同基地や出資基地におけるガス製造事業者の考え方についてご議論いただきたいと思えます。

40ページ、昨年1月の本小委員会報告書においては、大型タンカー1隻分に満たない小規模の基地についてはガス製造事業者には該当しないものとして整理をし、現行のガイドラインに基づく自主的取り組みに委ねるべきであるとされています。

41ページの図にありますとおり、LNG船については、タンク容量が12万キロリットル以上——青の部分になりますけれども——のLNG船が主流であり、近年ではさらに大型化が進んでおります。

42ページ、一方、LNG基地のタンクにおいては、①物理的にLNGをポンプで引けないタン

クの容量、②物理的にLNGを入れられないタンク容量、③原料供給途絶リスクに備えたLNGの在庫量などが存在するところです。このため、第三者が活用し得るタンクの操作可能範囲は、一般的には60%程度となっています。

43ページ、大型LNG船のタンク容量の最小値である12万キロリットルを、この60%で除したところ、その値は20万キロリットルとなります。ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件については、その容量が20万キロリットル以上であることとしてはいかがでしょうか。

また、改正ガス事業法において、基地の第三者利用制度を設けた趣旨は、小売全面自由化に際して、ガス小売事業者間の競争を促進するためであります。このため、専らLNG火力発電所用のLNG基地など、ガス事業の用に供される導管と直接接続されていない基地については、ガス製造事業者該当しないものと整理してはいかがでしょうか。

44ページ、次にガス製造事業者の考え方です。ガス製造事業とは、みずから「維持し、及び運用する」液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業とされています。このため、LNG船の配船調整を含め、LNG基地におけるガス製造に係る実質的な運用者を、ガス製造事業者として位置づけることとしたいと考えます。

共同基地、出資基地などにおいては、ガス製造に係る実質的な運用を複数の事業者がともに行っているケースも存在します。こうした場合には、連名でガス製造事業者になることも許容してはいかがでしょうか。

ご説明は以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

資料についてご説明いただきましたが、次に、国産天然ガスの値決め方法について、事務局資料を踏まえまして、国際石油開発帝石株式会社、奥園オブザーバー、それから、石油資源開発株式会社、中島オブザーバーから、それぞれご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○奥園オブザーバー

ありがとうございます。

資料6でございますけれども、ページをめくっていただきますと、このグラフを1枚用意いたしました。これは当社の認可料金需要向けの卸価格と、それから、全日本LNG-CIFの価格の推移、原料代等でございますけれども、これを過去40年間、指数的に表示した絵でございます。青は全日本LNG-CIF価格。それから、オレンジの線が当社の認可料金向けの卸価格原料代相当でございます。

ごらんのとおり、ボラティリティーという意味では、市場価格を形成するJLCに対して、国産ガスのボラティリティーというのはマイルドな形になっていることがおわかりになると思います。

当社のような国産天然ガス事業者につきましては、国産ガスの原料費は調整制度の適用除外でありましたし、また、卸売料金自体についても、その規制分野ではないことから、当社では1年ごと、または数年ごとに、時々市場を勘案して、卸先の事業者様との個別交渉を通じて、国産ガス価格を改定させていただいております。

このやり方の特徴としまして、一定期間の価格を固定するということになりますので、JLC、市場価格が急騰する場合には一定程度の値上げの抑制効果があるものの、反面で、市場価格が急落する場合には、相対的に高い国産ガス価格を受け入れていただかざるを得ないという構造でございます。

相対的に高い価格となった場合には、結果として需要離脱が起こるということから、当社では過去の実績として、お約束いただいた契約条件にかかわらず、市場見合いで卸価格を引き下げざるを得ないという状況も生じております。

このような状況を踏まえまして、当社としても改めてJLCにリンクしつつ、常にマーケットで競争力を維持できるような国産ガス価格というものをコンセプトにした資源価格体系を検討しているところでございます。JLCにリンクすることで、価格透明性を確保した上で、マーケットに受け入れていただける国産ガスの価格レベルを模索したいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○中島オブザーバー

それでは、資料7をごらんください。

2ページ目でございますけれども、まず1ポツに、私どもが卸供給をさせていただいているその先の、一般ガス事業者さんが設定する小口小売価格の考え方を、記載のとおり示しております。原料調達価格に小売諸経費や事業報酬を乗せていて、その原料調達価格のところに原調を適用するという形です。私どものように国産ガスと輸入LNGを混合ガスとして供給させていただいている場合には、混合比率に応じたLNG気化ガス相当部分だけに原調が適用できるという形になっております。

一方で、2ポツですけれども、私どもと卸先の事業者さんである一般ガス事業者さんとの卸供給価格につきまして、そのLNG気化ガスの部分と国産天然ガスの部分とを分けて、価格の考え方を整理しておりますが、LNG気化ガスに関しては①、②、③というところ、国天の部分は④、⑤という形になっておまして、結局、基本的には同じような考え方、一部国産天然ガスである

ことのメリット、デメリット、調整する要素を⑤のところに含ませたりもいたしますけれども、基本的な考え方は同じような構成で価格が形成されているということでございます。

3ページ目でございますけれども、国天価格をLNG価格リンクとすることの妥当性と記載しておりますが、ひいては、そういった卸価格を受けて小口小売価格のほうもリンクとすることの妥当性を見ていただければと思います。

まず1点目は、実態との整合性ということで、小口小売価格に原調が認めていただけないために、現時点では国天部分の卸価格を固定契約としておりますけれども、その固定価格に関する契約改定におきましては、私どもも先ほどのINPEXさんと同様に1年ごと、あるいは複数年ごとの固定価格契約を繰り返してきておりますけれども、その時々々のLNG価格水準が参照されているということでございます。

2点目も、INPEXさんがおっしゃったことと同じですけれども、エネルギー価格が下落する局面において、柔軟性がないということで、他燃料との競争力を喪失するおそれがあると考えております。

3点目は、原価性の観点からということでございますが、原調の適用になっている輸入LNGの場合であっても、このJLCの価格の変動というのは、原油価格変動の影響を相当程度受けているもので、産ガス国、あるいはそのLNGを製造している海外の卸元のガスの生産コスト、あるいは液化輸送コストが、そのJLCの短期的な変動に影響しているということではないと考えております。

それから、一般ガス事業者さんが調達されている実際のLNGの価格というものも、必ずしもJLCと全く一致しているわけではなくて、それぞれのプロジェクトごとに、油価に対する傾きであるとか、Sカーブのキックポイントであるとか、あるいは切片の絶対値といったものが、まちまちのものを調達されていらっしゃいます。

それから、海外産のLNGの生産原価というものも、プロジェクトごとに、JLCに対しては決して一律ではないということかと理解しております。

これらを総合いたしますと、JLCというのは輸入LNGの原価を必ずしも的確に反映しているわけではないけれども、JLCを基準とした原調は、小売事業者さんの経営努力の及ばない外生的要因の変動リスクを緩和する制度として機能しているものと理解をしております。

したがって、換言いたしますと、国産天然ガスについて、その生産者原価とJLC価格との相関関係が希薄であるということをもって、国天のJLCリンクによる原調が不適切であるとまでは言えないのではないかと考えているところでございます。

4点目は、小売自由化の観点ということで、経過措置の対象とならないガスの小売事業者さん

は、小売全面自由化後は小口小売価格並びに卸元との契約における国天原調の適用が可能になるものと考えております。

以上でございます。

#### ○山内委員長

どうもありがとうございました。

説明のほうは以上で全て終わりですけれども、本日は、今お聞きになっておわかりのように、議題が多くて、また時間も限られていますので、少し順番を入れかえて、順番を整理しながら議論させていただこうというふうに思います。

それで、まず1番目に、きょうの詳細制度設計のうちの1番目の論点にありました、二重導管制度について、これをご議論いただきたい。

それから2番目に、その論点2にありますパンケーキ問題、これをご議論いただく、それから論点3、国産天然ガスを対象とした原料費調整制度について、これをご議論いただくということです。これ2つをセットにしたいと思います。

3番目が、論点4にありましたLNG基地の第三者利用制度について。それから、前回のご指摘事項等について、これをまとめてご議論いただければというふうに思います。

それでは、論点1の二重導管制度について、委員の皆さんからご意見、あるいはご質問を受けたいと思います。要領は先ほどと同じでございます。発言のご希望の方は名札を立てていただきたいと思います。

どなたか、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、福田委員、どうぞ。

#### ○福田委員

まず、今回の資料で前回から比べて一番大きく変わったところは、その数字の設定かだと思います。前は年0.5%であったものが今回は3年で4.5%、すなわち年1.5%となっている訳ですが、低廉化のためのインセンティブ設計として見たときに、今回のご提案が前回のご提案とどのように違うのかについてご説明いただければと思います。

数字が単純に大きくなっているだけでは、前回にも松村委員からご指摘があったと思いますが、既存の一般ガス事業者が需要が伸びなくなる事態を放置するという状況をさらに助長してしまう可能性もあるのではないかと危惧しています。

また、この3年で4.5%という設定を、想定するシナリオとして位置づけるのか、それとも十分条件として位置づけるのかによっても、需要が伸びなくなる事態を助長する程度が異なってくると思いますので、数値の位置付けを明確にして頂きたく存じます。なぜなら、もし、需要が実際



に伸びなくなってしまうと、年1.5%で伸びていくという想定自体が崩れてくる可能性もあるのではと懸念するからです。

次に、3年間に期限を広げるという考え方については、私自身は基本的には賛同致します。ただし前回の議論だと、1.19%という数字を繰り下げて1%と見ていたのに対して、今回は1.47%を今度は繰り上げて1.5%に設定していますので、若干数字の開きが生じています。その点を事務局としてはどのように考えているのかについても教えていただければと思います。

最後に、二重導管規制の理念のところでもう一つ重要な目的として、大口部門の産業競争力の強化という観点が掲げられており、私自身も重要だと考えておりますが、今回の配付資料に記載されている情報のみからでは詳細が見えてきません。数値を4.5%、3年と設定することで、産業競争力に対してどのような影響が出てくると考えておられるのでしょうか。

橘川委員も以前にご指摘されていたように、メリットとデメリットの比較考量はやはり必要だと思いますし、そのためには、ガス需要家すなわちガスを生産の投入要素として使用する各産業の生産性がどの程度向上しそうであるのかなど、適切な方法によって検討することも必要なのはと考えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

前半のご質問については、まとめて事務局からご説明いただきたいと思います。

次に、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。

今回、16ページに示されたように、今までの0.5%から3年4.5%、今、福田委員からの御指摘もありましたが、このように変わったということなのですが、この4.5という数字について、もう一度確認させていただきたいと思います。

まず、16ページ目の下の表をよく見ますと、平成23年度の伸びから、何か伸び率が小さくなっています。平成23年度というのはちょうど震災の年ですね。震災を境に伸び率のトレンドが変わってきているわけですが、それを考慮せずに長期の数字を前提とすることでいいのかなというのが、まず1つ目の心配です。

さらに、震災後というのは、電力会社に対して、火力発電を増やすためのLNG供給をガス会社が行ったと私は記憶しておりますが、その部分が需要の平均伸び率1.5%に含まれているように思いまして、そう考えますとオーガニックな需要が年1.5%あるという前提で良いのかどうか

についても、もう一回確認させていただきたいと思った次第です。

そこで、私なりにちょっと調べたのですが、ここの表では26年度までしか書かれていませんが、この3月の終わりぐらいに、27年4月から28年2月までの累計のガスの販売量というのが各方面から発表されています。少し数字を申し上げますと、日本ガス協会が発表された販売量は、4月から2月の累計で、前年同期比と比べるとマイナス2.0ということで、マイナスになっています。東京ガスの御発表でもマイナス1.0、卸売分を除きますとマイナス1.7。大阪ガスではマイナス3.2、卸売を除くとマイナス3.3。東邦ガスではマイナス3.2、卸売を除けばマイナス3.0ということで、27年度の需要の数字はあまり良くないようなのです。

先ほどのガス協会が発表したマイナス2.0という数字を、事務局がご提示されている平成20年度からの伸びに平成27年度分として2月までの累計の伸び率を仮置きして加えますと、伸びが0.97になります。さらに平成23年度以降で見ますと0.2になるなど、どの期間をとるかによって随分伸び率が変わってきてしまうわけですが、それはそういうことでよいのかということです。

最後に、仮に4.5%ということで置いた場合なのですが、これも日本ガス協会の公表データなのですが、平成27年の4月から平成28年の2月の大手4社の用途別総販売量をみますと、240億立米になっています。ここから、その他という項目があって、これは卸売だと思います。それと、今回の議論の流れが託送供給不可能ガスということですので、家庭用には多分、託送供給不可能ガスの需要はないと想定しまして、今申し上げた卸と家庭用を総量から引きますと、163億立米となります。でも、ももとの240億立米掛ける4.5%を計算しますと、10.7億立米となり、先ほどの163億立米と比べると、6.6%の比率ということになります。大口でみると比率がさらに高いということになりますが、こういう理解でよいのかということをございます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

続いて、東京電力の佐藤オブザーバー。

○佐藤オブザーバー

二重導管につきましては、私どもからいろいろお願いしたところでございまして、私ども、今回の事務局さんの提案につきましては、お客様の利益阻害性に十分配慮しつつ、託送供給不可能ガスを求めるお客様のニーズを踏まえた競争の機会をいただきたいと要望させていただいたところでございまして、今回事務局のほうからご提示いただいたネットワーク需要の4.5%という案は、そのような託送不可能ガスに対するニーズの実態を踏まえた実効性のある水準であり、新規参入者に対して競争の活性化、お客様選択肢の拡大、産業競争力の強化に貢献するよう期待され

ているものであると受けとめております。

私どもといたしましては、今回の案を真摯に受けとめまして、消費者の皆様の利益につながる事業活動をしっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

続いて、石油連盟の奥田オブザーバー、どうぞ。

○奥田オブザーバー

ありがとうございます。

今回、獲得可能な既存需要として、3年間でネットワーク需要の4.5%に相当するというのが原則になるということにつきましては、今、東電さんのほうからもお話がありましたように、新規参入者に対する配慮という意味からも、大変ありがたいなというふうに考えております。

ただ、これは可能性の議論なんですけれども、1年目とか2年目で4.5%が獲得されてしまうという可能性もあると思いますし、そういう可能性を勘案しますと、この自由化後の3年間の間であっても、需要家利益が阻害されないと判断される場合には、4.5%を超える既存需要の獲得も可能となるような、その制度設計をお願いできないかなというふうに希望いたしております。

それから、この4年目以降のことでございますけれども、4年目以降の二重導管規制をどうするかという論点については、上限値ありきということではなくて、その市場の実態を踏まえて、上限の必要性、上限設定をする必要性も含めて、改めてご検討いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

以前の年0.5%という事務局提案よりも、はるかに競争を誘発するというふうに考えております。

ただ、ここにもありますように、平成18年度から26年度までなら1.51%、そういう数字がある上で、平成20年度から26年度までを捉えたということは、やはり丁寧な説明が必要であろうというふうに思います。

引頭委員からもありましたように、最近のデータからいきますと、マイナスという数字が出ます。また、平成20年度から21年度のところの伸び率を見ますとマイナス1.33%、これはリーマンショックの影響によってこのような悪い数字が出ております。このようなものをひっくるめて見ていくと、どうなるのか。

また、平成23年度から26年度の伸び率の平均をとりますと 0.93%といったこととなります。いずれの数値をとっていくのが妥当かということ、慎重に見きわめていただきたいと思えます。

トレンドは平均の伸び率として見たときに、下がり基調にあることは否めないというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

日本ガス協会、川岸オブザーバー、どうぞ。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。

まず、今般の小売の全面自由化におきましては、法的分離を初めといたしまして導管の中立性を担保した上で、小売事業者間の公正な競争を通じて需要家の選択肢拡大を図ると。その一方で、既存の導管網については、その有効利用を図っていくということ。これが大前提になっているものと理解をしております。

本日の事務局案に示されました二重導管によります託送供給不可能ガス、未熟調ガスでございますが、このガスの既存需要への共有というものにつきましては、二重導管周辺に位置しない多くの需要家にとりましては、選択肢の拡大につながらないものであるというふうに考えます。

託送供給不可能ガスによる既存需要の離脱によりまして、導管の稼働率が低下をした場合には、託送供給不可能ガスを選択できない多くの需要家が負担する託送料金の原価を、上昇させるということになります。

このように、託送供給不可能ガスの既存需要への供給というものは、そのガスを選択できる一部の大口需要家と、選択できない多くの需要家との関係におきましては、託送供給可能ガスにおける既存需要の転換とは異なる側面を持つというふうに考えております。

また、資料5の14ページでございますが、託送供給不可能ガスの取り扱いを含む今回の二重導管の規制の見直しによりまして、大口需要家の獲得競争を推進して、小売事業者間の一層の効率化を進展させることにより、小売部門にも効果が波及するというふうに記載をされておりますが、

昨年の11月の第25回のシステム改革小委員会だったと思いますが、その資料にございましたように、電力用として償却の進んだ導管の託送料金相当額は、都市ガスでの5分の1程度というような圧倒的に安いケースが示されておりました。これでは大口需要家の実質的な獲得競争は起こらず、単に既存ネットワークから第三者のネットワークに需要が移転するのみであるというふうに考えられます。

それから、最後でございますが、先ほど来も委員からご指摘ございましたが、今回の資料では3年間で4.5%という脱落の数字が示されておりますけれども、やはり平成20年度以降のネットワーク需要の伸びにつきましては、震災後からの電力事業者様からの要請にお応えいたしました、LNG火力発電への需要増加分が含まれております。このような数値を用いまして判断基準を決定するということにつきましては、適切でないというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

私はもともと5%という数字を挙げていたので、それに近い数字となった今回の事務局案を高く評価します。

前回既に指摘し、先ほども福田委員がご指摘になったのですが、そもそも需要の伸びをベースにする考え方には問題がある。需要の伸びが小さければここが小さくなるのは、いろんな意味で問題があると思いますが、私自身の理解は、今回の提案は本当に需要の伸びを考えたのではないと考えている。前回の提案のような名目だけの数字ではなく、実のある数字を出すために、事務局が苦心して数字をつくったという側面もあると思います。今回の事務局の需要の伸びの取り方には若干問題があるなどというような、先ほどから複数の委員がしている些末な指摘は、意味ある議論だとは思えません。

仮に需要の伸びを考えると、直近のほうが正確だという発想には断固として反対します。ガスの需要は当然、気温や景気などにも依存する。一定の年数をとる、確定したデータでとるという事務局の取りほうが合理的だと思います。

これに関して、都市ガス業界としては反対だというのは当然。これは事業者の利益を保護するためではなく、競争を促進して全体の利益を高めるという大きな目的のためにやるもの。この4.5という数字は維持していただきたい。

それから、もし先ほどの需要の議論がもっともだと本気で考えているなら、ガス料金、託送料

金の推移をきちんと見ていただきたい。この間、産業用を中心として、かなり長い目で見れば需要はかなり拡大してきているはず。今まで試算で出されてきたものは、需要が減れば託送料金が上がるというもの。逆に言えば需要がふえれば託送料金は下がってくるはず。ところが、実際のガス料金、託送料金は、それに見合うほど下がってきたのでしょうか。そもそもデフレ率に見合うほど下がってきたのでしょうか。全く下がってこなかった、事業者はガス料金、託送料を下げの努力を全く怠っていたと言うつもりはないけれど、しかし、その需要の伸びに対応するほどの低下はなかった。その分、ある意味でスラックがたまっているはず。4.5%分ぐらいは当然に効率化して、今までの託送料金を維持すべきだというような考え方だっており得ると思います。

もし託送料金を厳格に査定され、電力の託送料金と同様のことが起これば、効率化を相当要求されたはず。しかし今回の場合にはガスではほぼ横滑りということだっており得るような、ある意味で緩い査定をするわけですね。そうすると、その意味で、ここで需要をとられるということが仮にあったとしても、競争力がなくなるとされるということがあったとしても、この程度はきちんと効率化せよと言うべきだと思います。

それから、かつての試算では、4.5%とられれば託送料金収入も4.5%減るから、4.5%分効率化しないともの託送料金を維持できないという誤解があったようなのですが、託送料金の単価は大口と小口で全く違いますので、4.5%とられたとしても、これは大口に限定されることから、実際の託送料金の減収は、他の条件を全て同じにしたとしても、それよりもはるかに小さくなるはず。

この程度の影響を効率化できないという主張ができるほど、今まで大きく託送料金を下げたのか、もう絞る余地のないほど効率的だったのかは、きちんと考える必要があると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

続いて、橘川委員、ご発言ください。

○橘川委員

この審議会で若干気になっているのは、自由化の議論をしているんですけども、何か本当に需要家の希望していることが、声が届いているのかなということをずっと、大口についても小口についても考えていまして。

大口について、私ちょっとたまたま、ことしに入ってから全国5カ所ぐらいのコンビナートを回る機会があったわけですけども、やっぱり回って見ますと、鉄鋼、化学あたり、石油あたりを中心に、このガスの料金で二重導管の規制が緩和されることによって、かなり産業競争力のア

ップにつながるという声が随所で聞こえてまいりました。

それが大口需要家で、一方で小口需要家が損をしたらだめだという話をもっともなんですけれども、そのバランスを考えるというのは、だから、ここでも注意事項が入っていますけれども、余りにアンバランスになった場合にはチェックするという考え方でいいと思いますけれども、とりあえずこの日本経済の成長、全体を考えますと、ここをまず二重導管規制を外していくという方向性で、そのためには大口ですからクリティカルマスなので3年間で考えるだとかという、今回出てきた方向性は私は支持したいと思います。

そもそもロジックで考えて上限何%というのを設定すること自体、私は反対ですので、この4.5%の根拠となるのが需要かどうかなんていう議論は、余りしても関係ないんじゃないかと思っています。

その大口は確かに少数なんですけれども、付加価値に対する貢献からいきますと、都道府県別の付加価値生産性の高さで考えると、上位10都道府県のうち5都道府県がコンビナートがあるところでありまして、そういうことをやっぱり総合的に考えると、私は、ロジックはちょっとこじつけな感じがするというのは全くそう思いますけれども、方向性としては事務局提案は前回の提案よりも大きな進歩なのではないかと、私は思います。

○山内委員長

それでは、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

随分、前回と値が違ってきた。私は、ここに書いてあるように前回の0.5、1.19%との大手3社の伸びがあって、その半分を競争の原理にさらすと、あとの半分はある意味では既存のパイプラインの流れやすさに相当するようになりますから、託送量も下がってくるだろう。あるいは、そこで少しの利益が出てくる。それによって、ガスシフトを図って、さらにそのガスのパイプラインの延伸につなげていくという、日本のエネルギー政策の根源と一致する。そのために、その伸びの全体を既存事業者のものと、例えば既存のパイプライン以外のJAPEX、INPEX、あるいは電力会社のこういうパイプラインと同じように比べると、法的分離をしてもパイプラインの中立性を保とうとしている観点からすると、多少違和感がある。あくまでも最初のこの5ページに書いてあるように、私の考えは、なるべく今のエネルギー政策と一致するような方向で、ある数値を定めるべきだと思います。

特にガス業界は206者もありますし、小規模のところも非常に多いものですから、そういう意味では慎重に、企業が競争でなくなればそれで終わりというわけではありませんし、やはりそこは公益性のあるガス事業ですから、なるべくその企業サイドに立って、もちろん需要家の選択肢、

あるいは需要家の利益はもちろんのことながら、事業者の利益というのもきちっと担保すべきじゃないかと思います。これはやっぱり206者ある、この体制を考えますと、非常に重要なことなんじゃないかと思って、全体を競争の範囲にさらすよりは一定規模の、それを半分というのを最初に事務局がご提案されたので、それに対しては私は賛成だと述べたわけです。

ですから、それも同じ考えでずっといったとしてですね。今度その1.19が今の、今まで何人かの先生方からお話があったように、この16ページの、リーマンショックもあれば、原子力がとまわっていて、それに対してガスの火力をふやしているという、こういう非常にクリティカルな状態の平均値をとって、これを代表的な平均値とするという意味の妥当性というのは何なのか。

あるいはもっと長く、例えば10年とか何かやってみて、幾つかの、この理論武装というのはやっぱり必要で、もちろんこの至近の3年間という手もありますし、リーマンを入れたクリティカルな6年間もありますし、その前の9年間というのものもあるかもしれません。この値がここにきてくるわけですから、そういう意味ではこのことをきちっと、やっぱり対応しなければいけないんじゃないかと思った次第です。

それで、あと、ここに少し、万が一送料が上がるようなことがあれば対応するんだというのを書かれているので、これは小規模の事業者にとってはそういうことがあり得ることが多いと思いますから、こういうことを書いていただいたということに関しては、非常に賛成できることだと思います。

けれども、今度、今の日本のエネルギー政策からいけば、原子力の再稼働も徐々に始まっていくわけでしょうし、今、ダブルスタンダードみたいになっていて、規制委員会に本当は訴えればいいものを、今度は三権分立で司法のほうに訴えて、そのガバナンスもまだ明確になっていないという状況で考えますと、エネルギー基本計画が本当に遂行できるか否かという根源にも戻ってくるわけですが、一応その随分長くかかってエネルギー基本計画を立てて、原子力が動き出す可能性は十分あるわけだということなので、動かないとかえって日本の国力増強になりませんから。そうすると、ガスのシフトというのはなかなか、原子力がベースになってきますから、ガスの伸びというのはそれほど大きくならないかもしれない。そういうこともやっぱり一般的によく考えた上で、この数値のことも考えていく必要があるんじゃないかと思っています。私はあくまでもこの数値の妥当性と、それからその法的分離までしてガスパイプラインのニュートラル性、流れやすいパイプラインにするんだということ、既存のものをどういう形で、この既存の小規模の事業者の経営が一応できるようにするのかという観点、それから、あとは、不明確な点が多い伸びに関して、さらにその全部を競争の原理に照らしていくということは、ある意味ではガスシフトというこのエネルギー政策の観点からも、非常に疑問点が残るんじゃないかと思います。



以上です。

○山内委員長

次に、コミュニティーガス協会、松村オブザーバー。順番が松村さんのほうが先ですね。

○松村オブザーバー

私どものところは、二重導管規制のメインのところではないんですけども、一つ気になるところがございますので、ぜひ申し上げたいと思います。

資料でいうと、18ページの一番下の注意書きのところでございます。ここに、旧簡易ガス事業者を含むガス小売事業者の導管敷設のときの問題を書いています。一応、二重導管規制に係る判断基準の適用を受けないものとして整理するというふうにありますけれども、この結論は当然としても、その理由がこれまでの整理と異なっておりますし、あくまで、最後のほうを見ますと当面の整理というような格好になっていますので、そうだとすれば理解に苦しむところであります。

旧簡易ガス事業者が供給するガスはLPガスでございますので、その導管は天然ガスの供給を想定する旧一般ガス導管事業者の導管との関係で、そもそも二重という概念は生じないのではないかと考えております。

LPガスは天然ガス用の導管を使って託送供給できない、混合できないのに対しまして、天然ガス同士の託送供給等を想定する特定ガス導管事業と、一般ガス導管事業とでは、熱量が違って託送供給はやろうと思えばできるわけです。

そういう意味で、二重導管問題を単純化すると、一つは、熱量を統一して二重導管規制をなくするのか。もう一つは、熱量調整はもう行わないと、未熟調のままでもいいと。ただ、既にある導管を使えるのであるから、二重導管規制を行うという、この2つのいずれが制度として望ましいかという議論のはずだと理解しています。

いずれにしろ、旧簡易ガス事業者の導管は全く異なるガス種の導管でありますので、ここにありますように規模の問題とか、あるいは二重導管規制の問題に絡める必要もないと思っています。

また、現行制度の強化に当たって、設備が過剰にならないこと等を要件とする一般ガス事業優先の考え方は捨てて、異なるエネルギー間でも公平に競争の活性化を図ろうということでありますので、当然この18ページの注意書き、最後の括弧書きにあるように、4年目以降改めて検討という部分も、必要ないのではないかとこのように考えております。

二重導管規制の問題は、改正法でいえば、恐らく第72条第5項の変更あるいは中止命令の基準の問題だと思います。ところが、ここに注意書きのところを書いてあるのは、ガス小売事業者が導管を敷設しようとするときには、一般ガス導管事業者としての許可が必要になるわけですから、

その場合は改正法の37条で、設備の過剰性がないかどうかという判断の問題だと思いますので、法制的には、ここで言う「簡易ガス事業者を含むガス小売事業者」というのは本当にあるのだろうか、ここで言っている「ガス小売事業者」というのは全て簡易ガス事業者を指しているんだというふうにも考えられますので、特に、一応念のために、そのLPガスを供給する簡易ガス事業者には留意が必要とは書いてはいただいているものの、念のため、将来のために申し上げておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○山内委員長

それでは、次に樋口委員、どうぞご発言ください。

○樋口委員

ありがとうございます。

今回の議論と、前回の議論で大きく違うところは数字という話がございますけれども、一点気になりますのが、2ページにございますように、前回の議論の中で、3ポツで特にネットワーク事業の伸びの半分を需要家に還元するといったような考え方があると思います。これにつきましては、ネットワークの需要がふえることによって託送料金が低廉化されるということだと思いますが、今回のご提案、14ページに書かれておられるような内容で考えますと、利益を阻害しない範囲内という文言に変わっております。具体的に言えば、これは15ページの3ポツにありますように、託送料金が値上げされなければ、今回のこのご提案の範囲内で決めていけば良いのではないかという、前回から比べると考え方が少し変わっているのかなというふうに感じております。

もちろん託送力の低廉化というのは、このネットワークの需要だけではなくて、導管事業者の方々のご努力というようなことはあるとは思いますが、この低廉化に対して、値上げされなければ良いのかということについて、やはりこの制度設計の中でしっかり託送料金が下がるようにお考えいただきたいと思っておる次第でございます。

以上です。

○山内委員長

深山委員、どうぞ。

○深山委員

前回と今回とで、0.5から1年平均でも1.5の3倍に数字が変更されていますが、既に何人かの委員の方々からご指摘もあったように、ネットワーク需要の数字に絡めて、それを根拠にこの議論をすること自体について、私も余り合理性はないんじゃないかという気がいたします。

そういう意味では、その数字がどうこうとか、その根拠がどうこうというより、結論として4.5という今回提案されている割合が、いろんな意味で妥当なのかということでは考えざるを得な

いような気がしておりますが、なかなかこれは一概に多いとも少ないとも言いがたく、いろんな見方があると思います。

そもそも自由化の中で議論されていることですので、いろんな新規事業者が需要を獲得していくということは、もともと想定をされているので、それ自体、本来は自由なところを、一定のキャップをはめる必要があるとすれば、やはりそこに何らかの必要性、全く自由に認めてしまっただけでは不都合な何かがあるからということでないという説明がつかないと思います。

他方で、この小売の自由化の前提として、小売は自由化をするけれども、他方で導管については中立性を持たせることによって、それを前提として小売のところで競争させるというポリシーがあるんだろうと思います。

そういう意味で、結果としてかもしれませんけれども、その導管自体に競争性を持ち込むことになるのは、そもそも法律が目指していたところと違うのかなという気もします。導管の中立性ということであるとか、あるいは結果として需要家の利益を阻害するかどうかという観点から、この適否ということ判断していくということになると、余りその数字に重きを置くということではなくて、実態として、全体としての制度の公平性・適正性がどうなのかということを見ていくしかないという気がいたします。

それは結局、実際にやってみなければわからない部分もあろうかと思いますが、今、4.5という提案について直ちに反対する気はないのですけれども、むしろ3年やってみて、それがガス事業全体にどういう効果をあらわしたのかということ振り返って、3年後に見直しをするときに検証をして見直す。それはどちらの方向に見直すことになるのかもわかりませんが、そういうことであって、ここの時点でそれ以上緻密に数字を議論することは、余り合理的ではないというような気がいたしております。

以上です。

○山内委員長

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

申しわけありません。ずっと柏木先生と、「か」と「き」なのでお隣に座って、エネルギー基本政策分科会だとかでエネルギー政策を議論してきたんですけど、先ほどの柏木先生の話と、私が思っているエネルギー政策と、相当違うもので、ちょっと一言だけ発言させていただきます。

エネルギー政策、基本的にS+3Eということだと思いますが、この二重導管問題にやっぱり一番かわるのはエコノミー、エネルギーのコストのところだと思います。相当やっぱり日本の産業は今きつくて、エネルギーコストを下げるというのは、もう至上命題だと思うんですけど

も、それを素直に考えたら、二重導管規制を外して、上限を別に設けなくて、安いガスをメーカーが使えるようになるというのが、普通に日本のエネルギー政策に合致する方向性はそちらなのではないかというふうに私は理解しています。

これ、もしこのまま、高いガスのままですと、本当に例えば鉄鋼メーカーあたり、日本から撤退しなきゃいけないという話になっちゃいますと、多分ガス業界にとってもダメージになるんじゃないかと、それくらいの危機感を持っていますので、私はエネルギー政策に順ならば、基本的には二重導管規制は緩和する方向というふうに考えたほうがいいんじゃないかと思います。

ただ、導管が競争財になるというのはちょっとおかしいと思いますので、これをもし見直すときには、一般導管事業者と特定導管事業者の線引きの問題について議論したほうがいいのかというのは、理論上の問題は出るような気がいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

樋口委員は、再度ご発言をご希望ですか。よろしいですか。

二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

前回のこの議論のときにも申し上げたのですが、消費者にとってみますと、直接的にこの託送、安い託送供給不可能ガスというのをを使うのを使うことはできないので、そこで利益を得るということはできないということになります。ですので、そのことだけ見れば、この問題については慎重に考えていただきたいということになります。ただし、結果的には14ページの資料にありますようなこの仕組みといいますか、この動きがちゃんと動いているのかということが、多分、最終的には消費者としても判断をする基準になるのかなと思っております。

ですので、理屈としてはこうなんだということは図で示されておりますが、こうした効果が本当に出ているのか、小売部門における効率化というのが進んでいるのか、そのことによって託送料金等が下がるような動きができてきているのかということについて検証をした上で、今後判断をいただきたいと思っております。

なので、理屈ではこうなんだが、実際それがどうなるかということの検証の仕組みについても、ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、先ほど幾つか質問が出ましたので、事務局のほうからお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

幾つかご質問をいただいております。

まず、大きなところでは、期間のとり方でございます。16ページの部分になりますけれども、今回、20年度から26年度、6年間の伸びということで見ております。5年間という切りのいい数字にしなかったのは、やはりリーマンショックが含まれているということでございます。回復時のプラス面だけがとられないようにということで、6年度に延ばして伸びを見たということでございます。

加えまして、確かにリーマンショック、あるいは大震災がこの期間中に含まれているという点は、ご指摘のとおりだと思います。ただ、異常値を除くという意味では、期間を延ばしてとるのが通常ではないかと考えておまして、仮にこの統計でとれる期間まで延ばすと18年度以降ということになりますが、18年度から26年度までの期間で見た場合も1.51という形で、1.47と割と近い数値になっているというのが今回の判断基準となっております。

それから、期間については、引頭委員から27年度のガス協会の累計ガス販売量の数値をいただいております。まず、累計ガス販売量については、託送分が入っていないということで、ネットワーク需要とは若干違う数値になっているということかと思えます。こうしたデータをもとに、正しいかどうかを確認した上で、統計の数値として、我々のとったガス事業生産動態統計調査の数値として出てくるのが大体1年後ぐらいになるということで、今回は26年度までの数字で計算をしております。

それから、もう一つ、大震災の後、原子力発電所がとまって火力の焼き増し分が入っているのではないかとこの点ですけれども、現状で考えますと、むしろこの流れは直後だけではなくて、最近のトレンドとして続いているのではないかとこの点が我々の判断、見立てでございます。現に、細かく見てみましても、26年度についても火力の焼き増し分が随分伸びているという現状がございます。

期間については以上でございます。

それから、もう一点が、今後も含めまして、そもそもネットワークの需要、需要の伸びに今後も着目するののかという点につきまして、ご意見をいただいております。今後こうした形で需要の伸びに着目して数値を検討していくのかどうかについては、4年目以降のあり方を検討する際に、その点も含めて検討してはいかかというふうを考えております。

それから、上限値をそもそも設定すべきかどうかという点につきましても、4年目以降どうするかという中で検討させていただければというふうに考えております。今回は大きな変化になりますので、託送料金が上がるまではというのは今後の課題という位置づけをさせていただいて、4.5%を上限という整理にさせていただいています。

続きまして、需要家利益に半分還元しないという点ですけれども、この点は確かに考え方の変化ということになっております。考え方を変えた点でございます。

今回、14ページの部分になりますけれども、二重導管規制の抜本的な見直しによって達成すべき点としまして、大口との競争が促進されれば、小売部門の効率化が進んで、これがその小口市場にも波及していくというところが、直接メリットを受けない大口需要家、小口需要家へのメリットとして考えられるのではないかとという考え方に改めたところでございます。

それから、全体のネットワークの効率性を見るときの方ですけれども、引頭委員からは、大口だけで見ると、この4.5%というのがより大きくなるというご指摘をいただいています。この点は、今回はそのネットワークにぶら下がる全体の需要家の利益の阻害があるかどうかというところを見るべきということからすると、大口の間での比率というよりは、ネットワーク需要全体の中での比率ということで見べきではないかと考えております。

加えまして、松村委員からもご指摘ありましたとおり、託送料金への影響という意味では、大口の託送料金のほうが比較的安く設定されているということもありまして、影響が小さいと見ることもできるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、需要家利益が阻害されないかというところについては、原則規定に加えて例外規定を設けておりまして、実際にこの需要が離脱すると託送料金が上がってしまうという場合には、別な導管でのガス導管事業者による直接のガス供給は認めないという例外規定を設けております。これによって、実際に託送料金が上がるという事態は回避できると考えているところでございます。

また、ガス導管事業者と一般ガス導管事業の導管網の違いというところですが、そもそも2つのガスの種類に区分をして全体を検討しております。託送供給できるガスについては、引き続きそのガスの導管網、一般ガス事業者の導管網を使っていただくということで、これまでの基準を大きく変えない形となっております。託送供給不可能ガスについての判断基準として、新規需要は、これはとることは丸とすると。加えて、需要家の利益阻害性を評価した上で、既存需要を獲得することも認めるということで、2つのガス種に分けて検討している点は、改めて強調させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

二重導管規制についてはいろいろとご意見をいただきまして、今、事務局からもご説明いただきました。基本的に、皆さんの資料の3ページのところについては、黄色に塗ってあるところ、これの問題だということについては皆さんご同意いただいているんですけども、その、どこまでという上限の問題とか、あるいはその競争のあり方というか、競争の作用の仕方ですね、これについて少し皆さんの間で意見が、違いがあったかなというふうに思っています。

それで、今、事務局のほうからのご説明で、疑問点といいますか、論点についてはかなり整理をされたとは思いますが、先ほどのご議論を聞いている限りではまだ、きょう全面的に決めるところまでは至っていないかなという感じを私自身ちょっと持っております。その意味では、もう少し論点について細かく見ていただいて、それで方向性を出していただければなというふうに思っております。

その意味では若干、また議論をすることになると思いますけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

論点2のパンケーキについて、それから論点3の天然ガスを対象とした原料費調整制度、これをご議論いただきたいと思ひます。

これについてご発言のある方、いかがでしょう。

東京電力、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

ありがとうございます。

託送料金のパンケーキ問題の解消に向けた今回の事務局案は、ガスの卸料金の透明化と、広域的なガス流通の実現を通じた、より競争的な天然ガス需要の実現に寄与するものと、我々十分考えております。

一方、第26回の本委員会において私どもから申し上げましたとおり、パンケーキ問題の解消に合わせて、割高な卸託送料金についても改善されれば、中小ガス事業者のガス料金の低廉化や都市ガス市場における一層の競争活性化が期待できるものと考えておりますので、レートメイクの考え方についても、引き続き託送料金審査の中でご議論いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○山内委員長

草薙委員。

○草薙委員

ありがとうございます。

パンケーキ問題の解消には、賛成させていただきます。最終需要家にとっても料金請求がわかりやすくなりますし、電力の場合と平仄を合わせる意味でも、ぜひ進めていただきたいと思っております。

ただ、一つ懸念といたしまして、中小の事業者さんが、今回事務局の提案された精算の仕組みにうまく対応することに時間がかかるということはないかという点であります。27ページの4番目のポツのような措置では、十分ではなくなってくるような可能性もあるのではないかというふうに懸念をしております。

パンケーキ問題が解消するといっても、最終需要家が支払うことになる託送料金は変わらないわけでありますので、そのようなことも含めて、急ぎ過ぎることなく制度設計をいただくべきではないかというふうに考えます。

以上です。

○山内委員長

そのほか、いかがでしょう。

日本ガス協会、川岸オブザーバー、どうぞ。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。

パンケーキの解消についてでございますが、実際の解消は資料にございますように、現行の卸託送料金を一般負担化するという事で、新しい託送料金制度を創設するという事になるかと思っております。

この新しい託送料金制度の創設に当たりましては、やはり慎重な検討が必要なのではないかというふうに考えております。

1点目は、やはり設備形成上への影響等の課題でございます。パンケーキが解消されますと、資料にもございましたように、やはり遠方に立地する製造設備が結果として優遇されるということで、近接地域への製造設備の建設インセンティブというのがそがれる制度になるということかと思っております。

ガスにおきましては、電気に比べまして、卸託送料金を一般負担化するときの影響が相対的に大きいという特徴もございますので、現行の小売契約でございますとか、あるいは、申し上げました設備形成への影響などを、よく検証していく必要があるというふうに考えております。

2点目は、実務的な課題でございます。先ほど委員の方からもご指摘いただいておりますが、



やはり解消いたしますと、事業者間の卸先、卸元でございますが、その精算契約、具体的には支払いといった実務が発生するわけでございますけれども、流通経路が極めて複雑な場合というのもございます。上流の卸元の事業者さんの特定がなかなか困難であるというようなケースもございますので、制度設計のハードルというのは高いというふうに考えております。こうした実態を踏まえた詳細な制度設計をお願いしたいというふうに考えております。

これら以外にも、資料にも記載されておりますが、多くの課題がございます。ほとんどは中小事業者が影響を受けるということにもなりますので、この解消を、小売の全面自由化と合わせて実施をするという場合につきましては、まず実務的な課題が解決されるということが前提だというふうに考えております。

あわせて、国天のスライドについても申し上げてよろしゅうございますでしょうか。

○山内委員長

どうぞ。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。

国産天然ガスのスライド制度の導入の件でございますが、私ども事業者のうち、現在50者以上の事業者が、国産天然ガスの卸を受けているという状況でございます。卸供給契約の内容がLNG価格リンクというふうになりますと、卸を受けている事業者におきましては、この当該購入ガス費用は外生的な要因によって今後変動するということになります。

これらの変動を料金に迅速に反映するスライド制度を導入いただきまして、卸を受けている事業者につきましては、その他の固定費部分でのさらなる効率化に努めていくという姿が望ましいものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

では、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。2点ございます。

1点目は、今、日本ガス協会の方からも少し御説明がありました、20ページにパンケーキのイメージが記載されていますが、やはり何度見ても、Cの供給区域にいる需要家の方々の託送料金が上がってしまうようにしか見えません。つまり、小売事業者が需要家に近いところに製造設備をつくったとしても、その戦略は余り託送料金計算においては評価されず、遠くに製造設備を

つくった小売事業者ほど得をするといえますか、一般化されて同じ託送料金で送れるという、そういう仕組みで本当にいいのだろうかというのが大きな疑問でございます。

例えばエネルギーの地産地消であるとか、できるだけ需要地のそばにという分散化などを考えた際に、但し、実際ガス業界でそうした必要があるかどうかわかりませんが、万が一そういうことを考えたときに、地域活性化といったことに何かにもし問題が出るようなことはないのだろうかと思った次第です。

これで本当にガスの効率化が進むのか。結局、託送料金の全体のコストは変わらないので、需要家の負担割合あるいは小売事業者の負担が変わるだけの話だと思いますので、もう少し整理が必要かと思いました。

2点目です。託送料の徴収者について、電気と同じように需要地の最終的なところでということでした。まず、この中で1つ目の質問は、一体何社の——これは206者と先ほど柏木委員がおっしゃっていますが——ガス事業者が、その徴収の義務を負う事業者になるのか。どなたかの委員が御指摘されたように、やはり、かなり事務手続も大変になるのではとっております。電気では、振替料金がとても小さく、最終需要地のところで接続料金が大きかったので、そこで事務手続きをするというは妥当だと思います。ところが、ガスの託送料金の場合では、パンケーキ一個ずつがそれぞれの区間の託送料金を形成していて、金額が大きいというのも事務局の資料にあったと思います。こうしたなかで、最終需要地の小売業者が徴収することが全体として効率化になるのかどうかというのも一つ疑問です。

最後になりますが、これはネットワークがつながっているということが前提になっていますが、例えばタンクローリーでそのパンケーキとパンケーキの間をつないだときの、タンクローリーのコストについてはどのような運用になるのでしょうか。あるいは、最後までネットワークを見ていくとパンケーキが、3で済めばいいですけれども、5とか、7とか重なり、またタンクローリーが途中で入るようなことがあった場合に、どのように定義するのでしょうか。仮に、パンケーキについてはあらかじめ決めて3まででいいとした場合、4とか5の需要家についてはどのようなことになるのかなどいろいろと考えます。実際の運営上に問題がないのかということについて、少し疑問でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

ガス協会からも、引頭委員からも、パンケーキを廃止すると遠隔地につくるインセンティブが増えるとの懸念があった。ガス協会からは、逆に近いところにつくるインセンティブが減るという指摘もあった。パイプラインを延ばしていくときに、今の地域の外、遠隔地のほうにつくったときには、パンケーキがあるときよりは、ないときのほうが託送料金が結果的に下がり、その地域の人たちは得をするわけです。逆に言えば近いところというのが損をする。そちらのほうにパイプライン、近いところに延ばすインセンティブがなくなって、外にしみ出していくというインセンティブが増えるというのはいり得ないとは言わない。

それが問題かどうかというのは、ちゃんと考えていただきたい。つまり、今まで外に延ばすインセンティブが過大で、したがって、本来はそんなところまで延ばすべきでないようなところもガス業界はどんどん導管をつくってきていて、さらに今回のルール変更でその歪みを増やしてしまうなら、それはとても大きな問題だと思う。しかし私はどう考えても現実には逆だと思います。

今までは、そのガス販売を広げるという方向へのインセンティブが弱過ぎるのだけれど、既に基地の近くにある需要稠密地帯というのには、どういうわけかすごく一生懸命やるとかというインセンティブのほうで、私は強かったと思うので、私は何でそれが弊害なのか、理屈がよくわからなかった。

この点は、もし本当にこれが大問題だとおっしゃるのであれば、もう少し説得力のある形で、今まで外延部のインセンティブはこんなに過大で、今回のルール変更でもっとひどくなるということの説明をいただきたい。

それから、発電所の立地を決めるとかに関しては、ある程度の自由度はあるかもしれないけれど、LNG基地の場所選定で、遠隔地が有利になったから遠隔地につくるようになるとかというのは、余りにも荒唐無稽。地産地消を考えて、その地域の近くにパイプラインで供給したほうがコストが安いのに、わざわざLNG基地をつくるとか、この託送料金の設定で大きくゆがむなどというのは、本当にあることなのか。

理論的な可能性としてご指摘になった点は一応考慮すべきだとは思いますが、本当に現実の問題になるとすれば、そのような事例は例えばどんなものかを、我々がイメージが湧くように、ぜひ出していただきたい。

それから、事務コストに関して、草薙委員もご懸念を持っておられたわけですが、よく理解できません。電力に比べて確かに事業者数は多いので、潜在的に多くの事業者をまたぐとか、精算が複雑になるという抽象的な可能性はわかる。しかし一方で、電気の場合だったら一応細いなりに北海道から九州までつながっているのだから、九州で入れて北海道で出す、その逆とかということがあり、相当多くの事業者をまたぐということは考えられるんですけど、さらに双方向で出て

くることも考えられる。ガスの場合は大抵、片方向ですよね。しかも何社も何社もまたいで行くというほど全国つながっていませんから、相当限定的なところだけの問題ではないか。具体的に、この事例でこんな大きな問題が起こると言っていたほうが、多くの人がイメージできるようになると思いました。

以上です。

○山内委員長

川岸オブザーバーは、発言をさらにご希望されますか。

○川岸オブザーバー

片方向で卸が行われているというケースも確かにございますけれども、関東地区を中心にいたしまして、複雑な流通経路で卸が行われているという事例もございますので、またそれについてはご説明させていただければというふうに思っております。

○山内委員長

よろしいですか。はい。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

消費者の立場から、このパンケーキ問題というのを考えたときには、やはり需要家としては競争が起き、いろいろな事業者が入って競争が起きることのほうが消費者にとってはうれしい部分もあるのかなと思います。これは、経過措置料金の議論とは逆になるのですが、やはり事業者が入ってこないということは価格が固定化されてしまう、もしくは寡占で上がってしまうということもあるので、今の状態でパンケーキ問題が解消されないと、需要家にとってはマイナスの面が大きいのかなと思います。ですので今回の案には賛成したいと思います。

以上です。

○山内委員長

ほかにご発言ございますか。

それでは、ご質問がありましたので、事務局のほうからコメントをお願いいたします

○藤本ガス市場整備課長

パンケーキ問題解消によって、託送料金というのは、確かに従来よりも一部上がる可能性がゼロではないです。一方で、今、大石委員からもご指摘がありましたように、この解消によって新規参入はしやすくなるという面は大きいと思っております、それによって小売間の競争が起こること、その需要のある供給区域での需要家にとってのメリットになるのではないかと考

えております。

ご質問のありましたタンクローリーのコストについては、今回対象とすることは考えておりません。本件については、その導管がつながっている部分についての取り扱いということになります。

あと、運用上の問題がないようにというところは我々も気にしているところでございます。運用上の問題がないように、詳細制度設計についてはさらに詰めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

ほとんどがパンケーキ問題でしたが、国産ガスの原調のほうについては、何かご意見ありますか。

どうぞ、池田委員。

○池田委員

ありがとうございます。

今回のご提案のきっかけとして、国産天然ガスの値付け方法がLNG価格とリンクされるのであれば、原料費調整制度の適用を認めるというご説明があったと思うのですが、国産天然ガスと、輸入LNGとの燃料同士の競争という視点でみると、輸入LNGの方が価格変動に対して小売料金に反映しやすいのに対して、国産天然ガスの場合には、これまで価格変動を小売料金に反映しづらい状況にあったということで、原料費調整制度を利用できるか否かが燃料間で異なる状況は、ガス会社が購入する燃料の選択に影響を及ぼしうると思っておりますので、燃料同士の競争上、公正な競争環境にあるとは言い難いように思います。国産天然ガスの価格決定方法がLNG価格にリンクされるか否かに関係なく、国産天然ガスと輸入LNGとの間の燃料間での競争上の公平性という観点から、国産天然ガスに原料費調整制度を使えるようにしたほうがいいのではないかと思います。

○山内委員長

そのほか、いかがでしょう。

ありがとうございました。それでは、パンケーキ問題と……失礼、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

私も、このパンケーキの問題というか、流れの話で、これはタンクで、いつも言っている例だが、ガスネットワークをひとつのタンク、ガスを音波、需要家、いわゆる穴がたくさん、いろんなところにあいている。タンクの中は空洞ですから、そこにガスが入る。そうしたら、ど

ここに供給地があろうが、音波で伝わっていく、音波というか、その音波で伝わるだけですから、いつも一様の圧力になるわけです。ですから、位置の関係というのは余りない。

しかし、パイプラインだと、どこにそのガスの供給地域があって、どこに需要地があってというのによって、随分流れ方が変わるために、計算しながら圧力を一定にしなきゃいけない。だから、そういう意味では、パンケーキの解消というのは、ある意味ではその、製造設備をどこにつくってもこれはいいという、そういう話になりますよね。位置はどこにつくろうが、その円筒のこの丸いタンクに、どこに入れようが同じなんだというのは、多少ちょっと違和感があるんですよね。

ですから、もうちょっと慎重にここら辺考えるべきであり、…電気とちょっと違うと思っ  
てまして、電気の場合には、それは電子の流れですからどこにつくろうが大体カバーされています。ガスは物質の流れと、特に圧縮性の流れになっていますので、こう単純に、場所の位置が余り関係なくどこでも、遠くでもいいんだというのに関しては、流体力学的に少し考える必要があるんじゃないかと、こう思った次第です。コメントです。

○山内委員長

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

原料費調整制度の件なんですけれども、本来は原料費調整制度というのは、外生的要因で、企業努力では吸収できないような原料価格のボラティリティーをスピーディーに最終需要家に転嫁するというようなものと理解しております。

そういう中であって、今回ご提案いただいておりますものというのは、そもそも卸契約の締結方法をもっと柔軟にすることで対応するだけでは不十分だということを、もうちょっと明確にお教えいただけるとありがたいのかなというふうに思います。例えば、契約自体に原料費調整条項を入れるといったことでの対応とかですね。

お話を伺いますと、1年ごと、あるいは数年ごとに卸先と個別交渉をしており、一定期間たちますと改定するので、その間、価格は固定されている、非常に硬直していると。ここはよくわかったんですけれども、内容は卸契約ですので、みずから対応できないのかということ、まず確認なんですけれども、させていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。この点については、

どうぞ。

#### ○奥園オブザーバー

基本的には、そもそも卸料金については規制分野でございませんので、個別交渉で決めさせていただいているんですけれども、長い取引をさせていただいておりますので、やはりそのマーケット価格が上昇するときには、できるだけ買い手側としては値段を抑えたいというマインドに働きます。逆に下がったときには、なぜそのマーケットが下がっているのにといい、そういった営業上の交渉バランスから、結果的になかなかマーケットに追いついていけないという実態があるということでございます。

もちろん個別交渉でございますので、お認めいただければ織り込むことはできるのですが、そもそも、その国産ガスに原調制度という制度の担保がございませんので、卸先様としてもそのマーケット・ダイレクトリンクというのは、なかなか受け入れていただきづらい実態がございます。

そういう意味で、上流事業に携わる者としては、特に当方の埋蔵量は有限でございますので、常に探鉱費なんかも支出しないと埋蔵量を維持できないというような実態もございますので、今回その原調制度を入れていただくことで、その卸先様のリスクもヘッジ、吸収していただけるような制度を入れていただければ大変ありがたいというふうに考えております。

#### ○山内委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

ありがとうございました。

まず、2つの問題のうち、国産天然ガスの原調については、それほど大きなご反対はなかったというふうに思っております。今、草薙委員から若干のご疑問はありましたけれども、よろしければ、これは事務局のご提案で皆さんご同意いただいたということだと思えます。

それから、パンケーキですけれども、これも何人かの方から幾つかのご指摘があったんですけれども、手続上の問題と申しますか、それから運用上の問題、それから柏木委員ご専門のガスの圧力の問題ということでありましたのですが、パンケーキ自体の制度については、それほど皆さん大きな反対ではなかったというふうに私は理解しております、もしよろしければこの方向で進めさせていただきます。ただ、今回ご指摘いただいた点について事務局でご配慮をいただいた上でということだと思えます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、最後の議論になりますけれども、論点4のLNG基地の第三者利用制度。それから、前回のご指摘事項。これについて、ご意見、ご質問等、ご発言願いたいと思います。よろしくお願いたします。

二村委員、どうぞご発言ください。

○二村委員

前回指摘事項のところからでもよろしいですか。

それでは、前回の指摘事項についての事務局からのご回答の部分で、特に経過措置料金の問題について、3点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、この間再三申し上げておりますけれども、消費者の側からすると、実質的な選択肢が保証されて初めて競争状態だというふうには思っております。そういう意味では、改めて、都市ガス間の競争が起きていない地域で経過措置料金を外してしまうということについては、やはり慎重に考えていただきたいというのが基本的な意見です。

前回、LPガスに切りかえるのに数万円というようなお話もあったのですが、実際、携帯電話などで考えても解約料金はそこまでいかないにもかかわらず、消費者としてはなかなか切りかえができないという状態にあります。それから、電力の自由化というのも今、進んでおりますけれども、資料などを見ますと、例えば沖縄電力などはスイッチはほとんどないというふうに聞いておまして、ではその状態で経過措置の料金規制を外せるのかということ、やっぱりそれは違うだろうと思っております。

なので、改めてその点については、意見は申し上げておきたいと思えます。

ただ、これから、今回総合的な判断をするということで提案もいただいておりますので、この点について判断の基準などをしっかり具体的に検討していただきたいと思っております。

それから、2点目に、経過措置料金を指定しなかった事業者、あるいは解除した事業者についての事後監視のことで、今回、「合理的でない値上げ」と「不当な値上げ」ということで考え方を整理していただいて、以前よりはわかりやすくなったと思っておりますけれども、問題は体制をどうするかということだと思っております。特に「不当な値上げ」というのは本当にあってはならないことだと思っておりますので、現時点でどんなケースがあるかということは全て想定できないというご回答でしたけれども、料金の値上げや料金体系の変更について把握したり監視できるような体制というのを、ぜひとっていただきたいと思えます。

それから、3つ目に、経過措置料金の解除の手続のところ、前回大石委員などからご指摘があって、今回パブリックコメントを位置づけるというご提案をいただいておりますので、この点については消費者としては非常に重要なことだと思っております。こういった仕組みが入ることはとてもいいことです。

ただ、一点、この手続が大きな事業者さんだけという点については、どうしても納得がいきません。原則的には公営事業者を除いて、規模に関係なく、全ての事業者に適用すべき手続ではな



いかと思います。中小事業者でも問題と思われる事業者さんが出る可能性もないとは言えませんので、そのときに、大きな事業者を利用している消費者には意見を言う機会なり権利があるけれども、中小の事業者を利用している消費者にはその機会がないということは、やはり合理的とは言えないと思います。

実際には、そんなに問題が頻発するというふうにも正直言って思っておりませんで、問題のない事業者さんであればコメントはそんなに来ないはずだと思いますので、逆にそんなにコストがかかるはずはないのだけは、と思っています。

消費者の納得性という観点からは、全ての事業者に適用すべき手続ではないかというふうに考えています。

以上です。

○山内委員長

それでは、東京電力、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

集合住宅の一括供給について、一言だけ申し上げます。

集合住宅への一括供給につきましては、既に全国で、電気のほうでは40万件を超えるお客様に対してサービスが提供されている状況です。仮にガスにおいても一括供給が認められれば、使用料が集約され、料金単価が低減することで、電力同様に低廉なガス販売が期待できます。また、集合住宅一括で電力とガスをセットで契約することが可能になるなど、一括受ガスはお客様にとって十分有意義な選択肢になると考えております。

今回の事務局のご見解は、保安等の観点から、現状ではガスの一括供給は認めることが難しいとの内容でございますが、ガスにおいても電力と同様に一括供給のビジネスモデルが実現するよう、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。2点ございます。

まず、4番目の論点の、LNG基地の第三者利用制度についてですけれども、今回ご提案のあったタンクの要件、そしてガス製造事業者をどう考えるかという事務局のご提案には、非常に理論的でわかりやすく、私は賛成でございます。

2点目でございます。前回指摘事項でございます、経過措置料金の解除基準についてですが、これは松村委員が、総合的に判断すべきではないかというご意見だったわけですが、私もこれに賛成しております。

ただし、解除基準の運用については少し疑問があります。内容を拝見いたしますと、その事業者が恣意的に何かをした場合にはといったことが書いてありますが、恣意性をどのように判断するかについては、非常に難しいと思います。必ずしも事業者の行動の動機として、この解除を目指してやっているものなのか、戦略としてやっているものなのか、など様々なことがあり得ると思います。ですので、事業者の行為ではなく、先ほど二村委員がおっしゃったように、競争状態の把握を役所はすべきであって、各個別企業の戦略のよしあしといったことでは多分ないんだと思うわけです。

競争状態を見る項目について、解除基準1から4の中の幾つかには書いてありますが、もう少し役所のほうでも、競争状態というのを把握する際に、各解除基準の補完的な見方としてどういうことがあるかというのを、少しご検討いただければというふうに思います。以上でございます。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、経過措置料金に関しては、意見を入れていただき感謝しています。このような案でいいと思います。

念のために、ここで、まさに引頭委員がおっしゃったことに100%賛成。恣意的に何かしていないかどうかとかというようなことは、私は申し上げましたが、あれは、十分条件にしたとしたらこんな極端なケースでもまずいことが起きるというのを例示しただけであって、心配しているのはそれに限られません。あくまでも総合判断でお願いします。

それで、総合判断というときには、逆にエネルギー間競争が相当に厳しく、その上で更に10%もシェアをとられそうだとするところ、エネルギー間競争はほとんどないところで10%シェアをとられているのでは当然違う。そういうことも総合的に判断することになると思いますから、ここに挙げられたような例、あるいは委員会で出てきたような要素も総合的に考えながら、実質的に競争が進んでいると判断できるようなところを外していくという方針を守っていただきたい。

いずれにせよ、実際に外すときには、また議論があると思います。今回の総合判断という提案に、私は賛成です。

次に、高圧一括受電に対応するようなガスのアグリゲーションに関してです。マンション1棟まとめて供給という点です。

まず形式的なことで、事実を確認していただきたい。電気のできることと今回の提案でガスではできないことというのを一応区別すべきだと思う。電気では今、高圧一括受電という形でマンション一括の参入ができるというのは、これは事実ですけど、これは家庭用まで自由化されていない状況で出てきたもの。高圧以上でないとは自由化されていないから、やり方としては低圧で同じようなことをするのは、原理的に無理だったわけですね。

したがって、まとめて自由化の範囲にするためには、高圧という形をとらざるをえなかった。逆に高圧という形をとれば、実質的に小口のところにも参入できるという道を開いたわけです。しかし、4月1日からは家庭用も含めて自由化される。

自由化されると、これはマンションの管理組合が、住民の合意があった上で、マンションで一括して売ってくださいと交渉することも可能になるはず。低圧だって高圧だって自由化範囲になるので、そういう面倒くさいことをするのは通常考えられないのですけれど、制度的にできないのかをまず確認していただきたい。

なぜそんなことを言っているのかというと、ここで、圧力で低圧なのか中圧なのかという、こういうようなこと、あるいは量とかっていうようなことを事務局は気にしておられるようなのですが、電気が高圧の設備というのが本当に4月1日以降も必要不可欠なのか。アグリゲートするために必要不可欠なことなのかはチェックする必要がある。電気のほうでそれが可能だとすれば、低圧と中圧、あるいは受けてくる総量、アグリゲートした量の大小で何か分ける発想は、全く説得力がなくなる。

もしそうだとすれば、全体として、将来は可能性がある。でも、現時点では保安の問題があるから当面は解禁しないという結論は変わらないと思うのですけれど、将来のスコープが変わってくるので、その点確認をお願いします。

次に、その建て付けはともかくとして、電気の場合どういう機能を果たしたのかというと、高圧の料金で買ってきて、これを実質的に低圧に小分けする。そうすると、高圧の自由化された料金はすごく安くなっているけれど、規制というか、小口のところはすごく高いということがあったとすると、このビジネスチャンスが大きくなる。そうすると、そこの参入が相次いで、規制料金が空洞化する。こういうことがあり、したがって、もう高圧は自由化されたところはすごく低いけれど、小口のところは料金がすごく高いとかいうようなことへの牽制、競争圧力として、今まで機能していたと思います。

この機能はガスでもあり得る。大口の需要家と同じような規模で買ってくる小売事業者。これが都市ガス事業者から卸供給を受けるという人が出てきて、これを小分けにして売るというビジネスモデル自体はおかしいと思わない。このときの卸価格が、実際に既に自由化されている市場

の価格に見合うような形できちんと手に入れられて、それを小分けできるという機能が保障されていれば、今回のアグリゲーションを解禁しないということの弊害は相対的に小さい。つまり、そういう形で競争圧力が、少なくとも小口が自由化された後では働くということになるから、相対的に小さいということになります。その大口の消費者と同じような価格体系で新規参入者が購入できるということが担保されていない状況だと、今回アグリゲーションを認めなかったということの弊害が大きくなると思います。

何が言いたいのかというと、今回アグリゲーションを見送るというのは賛成しますが、少なくともこれが解禁されるまでの間は、卸供給をリーズナブルな価格で受けて小口に売れるようにすべき。このビジネスモデルが競争圧力になるように、小口の価格が競争がないせいで不当に高くなっている状況だと、そういう参入があり得るといような形で競争圧力を維持することは重要。卸価格の監視がとても重要になってきます。電力でいえば常時バックアップに当たるようなものなのですが、その電気という常時バックアップの場合には、自前で発電機だとかというのを持って、あるいは自前で相対契約で確保して、その一部分を常時バックアップに依存する格好なのですけれど、ガスの場合には、100%東京ガスに依存することだってあり得る。そういう形で、今のガス事業者がちゃんと卸供給をすることを監視する仕組みを整えた上でこれを解禁しないということと、その監視が緩いもとでこれを解禁しないということでは、意味が大きく変わってくると思います。

したがって、関係ないことを言うようですが、卸価格に対する監視が、これを解禁しないことを前提とすれば、さらに重要になる。そちらのところをきちんとやることを前提として、私は今回の提案に賛成。

次に、基地の開放です。今回、同時同量に関しては、今までのようにエリア全体でということではなく、基地ごとに分ける同時同量制度を導入したと認識しています。そうすると、電気に比べても、地域を分けるということをするわけですから、LNG基地のエッセンシャルファシリティ性は高まっていると思います。姫路で入れて大阪で出せるという状況と、姫路で入れたのでは大阪では売れなくて、結局振替供給を受けなければいけないというのでは、姫路に基地がある、あるいは大阪に基地があるということの意味が全然違ってくる。関西全体で売するためにはLNG基地を2カ所設けなくてははいけない。今回のルール設計でこういう状況にしたということは、今まで以上にLNG基地のエッセンシャルファシリティ性が高まった。今回の提案のように対象範囲を若干狭めるとかというのは、リーズナブルな提案だと思いますが、今までの延長で第三者利用の規制がいいのか、もっと強い規制が必要なのではないかという観点から、長期的には考えなければいけないと思います。しつこいようですが、託送のやり方を変える、同時同量のやり方を

変えるということに対応して、基地開放も考える必要があると思いました。

次に、この審議会ですることではないのですが、ガス事業法の範囲でやっているの、第三者利用に関しては、ガス事業に使っているLNG基地だけということなのですけど、私はとても残念です。専ら電力事業に使っている基地だって、本来は第三者利用が可能だし、開放していくことが電力市場の発展にもガス市場の発展にもLNG市場の形成にも資すると思っています。したがって、電力事業者が持っている基地だって、本当は第三者利用は必要。ガス事業者に対する規制と少なくとも同程度の規制が入って当然だと思います。

それから、託送料金査定の過程で、電力事業者はガス基地は十分あいていることを宣言したわけですから、余力がないなどとは言わせない。栈橋の制約だとかで結構きついかというの、査定の段階で厳格に見て、そのようなことは説得力がないということは、既に確認済み。電力の基地も十分に開放の余地はあると認識しています。

こちらについて、このガス事業法では扱えないし、この委員会では扱えないということは重々承知していますが、何とか、エネ庁全体で、オールエネ庁で、こちらに関しても同じように道を開けないかということは、何らかの形で検討されるべき。

以上です。

○山内委員長

それでは、大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。

前回の指摘事項についてのところで、2つほど意見を述べさせていただきます。

まず、前回の指摘事項の1番目の事後監視に関して、「特別な事後監視」と「一般的な市場監視」の違い、また「合理的でない値上げ」と「不当な値上げ」の意味するところはということでお答えいただいております。ありがとうございます。

ただ、現実問題としましては、またここでLPガスのことを言うと怒られるかもしれませんが、LPガス事業者の中には、原料価格が上がっていないにもかかわらず、この2月に基本料金を1,000円から2,000円、それから従量料金を300円から350円、2割も値上げすると通知してきた事業者が出てきております。このような事後監視以降の合理的でない値上げに関してどのように対処していくのか、いけるのかについて、一応、電力の市場監視を参考にすることだけは出ているのですが、では具体的にどのような監視方法をとるのかということはまだ出ておらず大変気になっております。

それから、国が経過措置料金の規制を解除するときに、パブコメをしてくださるということで、

これは大変ありがたいと思っております。しかし、パブリックコメントという意味では、前回の委員会の折に、多くの消費者団体から意見を出させていただき、ほとんどの消費者団体の意見というのは、やはり、いきなり経過措置料金を外すのではなくて、自由化後、競争が起きていることを確認した上で外すべきであると書かれています。そういう意味では、既に自由化に関する大きなパブリックコメントというのは国民から寄せられているというふうに認識していただきたいと思っております。

それから今回、パブリックコメントについて、二村委員もさきほどおっしゃいましたけれども、大きな事業者さんだけというのは問題だと思います。私たちが心配しておりますのは、需要家の多い大きな事業者だけでなく、競争が起きないような地方の小さな事業者さんについても心配しております。そういう意味ではすべての事業者、地域で行っていただくことを求めます。とともに、パブリックコメントといいますと、ほとんどの場合ネットを通じて意見を集めるわけですが、やはり消費者の中にはネットを使わない消費者も大勢いらっしゃいます。紙媒体を使うなり、市区町村に協力を得るなりして細かな対応をしていただきたいと思っております。

経過措置料金の解除については、今月の消費者委員会で独禁法の先生からコメントが出されております。電気のほうも今ある経過措置料金をいずれは外すことになるのですが、経過措置の解除基準として、優越的地位の濫用基準というものについての質問があり、これに対して4割から5割を超えると競争が働かないので、既存電力会社のシェアが過半という状態では、まだ経過措置料金を解除するべきではないという指摘があったということです。

明日からいよいよ電力の完全自由化となるわけですが、今、私たち消費者が割と落ちついてこの電力自由化の日を迎えられるのは、既存電力会社の料金に経過措置料金を残しているからだと思うのです。今慌てて電力会社を変更しなくても電気はこれまでと変わらず供給されますし、値段も急に上がるという心配がないということから安心して迎えているのではないかと考えます。そのような意味では、やはり本当に競争が起きていることを確認してからの経過措置料金の解除ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

その次は、石油連盟の奥田オブザーバー、どうぞ。

○奥田オブザーバー

ありがとうございます。

LNG基地の第三者利用制度に関してでございます。

43ページに、ガス製造事業者の要件として、タンク容量の20万キロリットル以上を対象とする、

あるいはガス事業導管と直接接続していないLNG基地は対象外との考え方につきましては、例えばここに書いてございますように、12万キロリットルのLNG船での一港揚げを前提にいろいろ考えていくとのことであれば、そういうことかと思いますが、今後LNGスポット市場の広がりによって、共同配船でありますとか、あるいは一港揚げではなく二港揚げなどの可能性も考えますので、ぜひ小売全面自由化後の、ガスの供給構造の変化に応じた適切な見直しをしていただきたいと思っております。

それから、この42ページの表、第三者が活用し得る最大のタンク容量についてでございますが、私も前職でLNGタンクの建造に間接的に携わったことがありますので、この「物理的に入れられないタンク容量」や「物理的にポンプで引けないタンク容量」としているこの赤い部分が、実際として物理的に何%あるというところは理解できますが、需要増減リスクや、あるいは、ここに書いてありますが、原料供給途絶リスクへの対応量、といったところについては、ここに書いてあるように、一般的にそれを除けば60%程度であると言われてますと、そうかなと……否定をする材料はありませんが、何かもう少し緻密に、この数字が一体どういう数字なのかというところを明確にさせていただけるとありがたいと思っております。

特に石油連盟などは、このLNG基地の第三者利用については、従来から消費寄託方式による第三者利用というのを提案をしているわけですが、この消費寄託方式による第三者利用という形で進めていきますと、このLNG基地を維持・運用する方と、第三者利用する我々のような新規参加者が、公平な立場でタンク内の在庫を自主的に共有化して運用することが可能になるわけですので、この需要増リスク対応幅とか、原料供給途絶リスク対応量、こういったところについても、その利用者間で融通を可能とすることもでき、もっとタンクの効率的な運用が可能になると思っておりますので、このあたりもよく考えていただければありがたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

先ほどは大口需要家の声が反映されていないんじゃないかということで発言したんですけど、今回は小口の消費者の声音が本当の意味で届いていないんじゃないかという立場から、ちょっと発言したいというふうに思います。

ずっとやっぱり不思議なんですけれども、先ほど大石委員が、電力自由化で経過措置があるから消費者は安心してという話がありますけれども、そういう側面もあると思っておりますけれども、消費者は自由化されて電力料金が、より安いメニューがたくさん出てきたことのほうがずっと喜んで

いると思いますので、ガスの自由化についても同じことが言えるのではないかと、こういうふう  
に思います。

経過措置のほうにしても値下げできるんじゃないかと、こういう議論はあると思うのですが、  
電力の場合は3段料金から上のほうが逓増料金になっていますので、そのところをいじると値  
下げの原資をある程度つくることができるんじゃないかと思うのですが、ガスの場合にはA料金、  
超小口を別にしまして逓減料金になっていますので、なかなかそのA料金を上げてリバランスを  
やらないと、値下げの原資が出てこないというような状況があるのではないかと。

つまり、普通の消費者で、コンロを使う、さらには給湯、暖房まで使っているような人たちが、  
今度のガス自由化で一番望んでいることは、そういうそのリバランスが起きやすい状況になって、  
基本的には値下げの方向のメニューがたくさん出てくるということが重要だと思うんですね。そ  
れが一部リバランス、値上げの部分がかかると経過措置がかかると、そういうリバランスが  
しにくくなるというところが問題なんじゃないかと思いますので、私は、普通の消費者はそうい  
うそのリバランスをやすくしてほしいというのが、この委員会で消費者の声として一番言っ  
てほしい声なんじゃないかと思いますので、私が代弁させていただきます。

そういう立場からしますと、総合的な判断でというときに、そのリバランスによる値下げメ  
ニューみたいなものに対しては、きっちりと高く評価するという方向で、やっぱり解除なんかの  
ときの考え方にすべきだと、こういうふうに思います。

ただ、今の話は何かあたかもガス会社寄りの発言に聞こえるのですが、ここまで大石さんにし  
る二村さんにしろ、LPも含めてガス業界に対して一種不信感を持っているところが非常に問題  
だと思うんですね。というのは、もう来年4月だとすると、ほぼ1年前に迫っているんですけれ  
ども、例えば電力だったらば、もうとっくに1年前に、東京電力の市場に中電がやってくるぞ、  
関電がやってくるぞというのがわかったと思うんですけれども、例えば来年4月に大ガス、本当  
に東京にやってくるのかなど。東京にやってくるんだったら、千葉から攻めやすいからノルマン  
ディーは千葉じゃないかとかってみんな考えると思うんですけども、余りそういう地合いじゃな  
いんですよね。何か、ガス会社同士が余り競争しなさそうな雰囲気が漂っていると、これが非常  
に問題だと思うんです。

どんどん、いろいろ、各、関東の第三グループなんか、まさに経過措置に当たった人と当たら  
ない人で死活問題になるかと思うんですが、むしろ積極的にリバランスのプランで、こういう値  
下げで他の地域まで出ていきますよという話が出てくれば、全然その消費者の気持ちも変わっ  
てくると思うので。私は決して、その消費者の委員を責めているのではなくて、むしろそっちの方  
向が問題なんじゃないかなと、こういうふうに思います。



あえて言うと、電力を褒めているわけじゃなくて、よく北陸や中国が安い料金で離反が少ないというんだけど、安いだったら東京に出てこいよと、こういうふうを考えるのが消費者の当たり前だと思います。北陸電力とか出てくるけれど、北陸関係のお客さんしかお客とらないとかっていう、こういう話じゃないと思うんですね。我々がシステム改革で電力小売自由化とかガス小売自由化でやったことは、みんながその競争マインドを高めて、消費者のために活力を持って競争していこうという、こういう話なんだけれども、どうもそここのところの雰囲気は弱いから、こういうふうに消費者委員の人が、あたかも自由化の話をしているのに経過措置の話ばかりするというのは、何か自由化に反対しているかのように見えてしまう背景には、もっと大きな問題があるような気がいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

前回のご指摘事項、資料4の一括受ガスのことについて申し述べます。

ガスにおいて、制度としてダイナミックな競争を入れるにはどうすればいいのかという観点から、一つの例としてお聞きしたものであります。

11ページの最後のポツを見ますと、一括受ガスの芽は摘まないというふうに位置づけていると理解いたしました。将来的に一括受ガスというビジネスモデルを許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべきということではあるのですけれども、先ほどの松村委員の確認事項とも関連しますが、あす4月1日から電力は小売全面自由化となり、既にいろいろな電力小売料金メニューが消費者の目の前にあらわれております。これがますます進む状況が確実視されておる中で、今後なお、一括受電はいいですねというマンション住民の評価が消えないときは、一括受ガスへの需要家ニーズはあると十分に推定されるのではないかと考えます。

以上です。

○山内委員長

日本コミュニティーガス協会、松村オブザーバー、どうぞ。

○松村オブザーバー

ありがとうございます。

経過措置料金規制が課される団地の指定、あるいは解除基準について、重ねてお願いを、要望をしたいと思っております。

前回、地域の実情に応じた総合判断をお願いをしたところでありますが、一つは利用率との精緻化に関する、暖房、給湯、厨房等の用途別エネルギーの比率でございます。前回事務局案では、オールジャパンの数字で、暖房0.2、給湯0.6、厨房等0.2ということでもございましたけれども、寒冷地とその他の地域では明らかに違いがあります。私ども、事務局のほうに住環境計画研究所の分析による、家庭用エネルギー統計の数字を提案させていただきました。オールジャパンでは事務局の数値とほとんど一致しておりますけれども、地域別の比率では、例えば北海道では暖房0.5、給湯0.4、厨房0.1となっております。東北・北陸の地域でも暖房、給湯の比率が若干高くなっているという状況であります。

事務局からは、この数字はオフィシャルの数字ではないとか、信頼性に欠けるというような指摘をいただきましたけれども、恐らくこの数値はここにいらっしゃる全ての人に、もう実感ではご納得いただけるんじゃないかというふうに思っております。これを受け入れないということは、地域の実態ということを考えて、問題ではないかというふうに考えております。

2つ目に、実際に簡易ガス事業を監督する地方経済局の一部には、他のエネルギーに切りかえられて1年程度経過したら、事業者の意思にかかわらず、その団地の供給地点数を減少させるように指導を受けています。競争の結果で他のエネルギーに切りかえられた供給地点数を除外して計算するという事は、競争の状況を見るための基準でありながら、競争の実態が反映されないこととなります。その事実は供給地点数を減少させるように自ら指導し許可した経済局が承知しているわけでありますので、形式にとらわれることなく、実情に即して判断すべきだというふうに考えています。

せっかく指定解除に当たって、総合的に判断するという考え方を入れていただいたわけですから、これまで要望してまいりました点も含めまして、簡易ガス事業の実態、あるいは地域の実情を踏まえて、実効性ある適切な運用としていただきますよう、重ねてお願いをいたします。

以上です。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

経過措置料金について、消費者系の委員が非難されていたようですが、私は意見が違います。

少なくとも私の周りで、経過措置料金、ガスのことについて説明したことはないのですが、まだ決まっていないので。電気のこと、経過措置料金などないほうがいいと言った消費者は、私

の周りには一人たりともいない。なくてもいいんじゃないかとかという人は仮にいたとしても、ないほうが良いという人は一人もいない。経過措置料金についてこだわるのは、消費者として間違っているとは、私は必ずしも思いません。

経過措置料金は、確かに不要になるのが望ましい。実際に競争が働いて、その経過措置料金などで買ったらみな損をするという状況になるほど、一様に安い価格が出てくる状況が望ましいので、この規制が盲腸のようになるのが望ましい。しかしこれはあくまで安心のためにあるわけです。つまり、自由化に際して、自由化すると寡占化が進んで、結果的に価格が物すごく上がるんですよって、さんざんおどす人がいっぱいいたわけですよ。そういうふうにおどされれば、自由化なんかして当面はいいかもしれないけれど、何年後には悲劇的なことになっているかもしれないとかいう懸念に対応して、最低限の歯どめになる、今の規制よりは悲惨なことにならないという歯どめになる経過措置料金を設けた。それなら安心ですという人が私の周りには大半で、これはガスについても同じことが言えないとは、私は決してないと思います。

ただ、ガスについては、既にヒアリングなどでも明らかになったと思いますが、リバランスの必要性が電気より高いという点に関しては、私たちは理解する必要があると思います。いつも同じことを言って申しわけないのですが、伊東ガスの例で、別荘需要のところでは結果的に安くなって、一般の消費者に対して高い値段で売らなければいけない、これをいつまでも変えられないのかという点に関して、電力会社のように供給範囲が広がれば、その地域が別荘地ばかりだとか、あるいは特定の性質を持った需要家ばかりなどということはまずないと思うけれども、ガス会社の場合には、小さな事業者の場合には、そういう特定の性質を持った需要家がかなりの割合でいることは十分あり得る。そういう点で見て、リバランスの必要性は大きい。一方で、寡占化して価格が上がってしまうのではないかというようなリスクは、ガスのほうが大きいという可能性すらあると思います。

橘川先生がまさにご指摘になったとおり、東京市場で大阪ガス出てこないじゃないかというのに関しても、大阪ガスは、本格的に出てくるためにLNG基地をつくらないと出てこられないとすると、これは発電機1基建てるなどというのと比べものにならないぐらい、物すごく大きな投資が必要で、物すごく大きな需要がとれないと入ってこられないということになる。大阪ガスが東京電力と組んで東京市場に出てくることはあり得ると思いますが、自前で発電機をつくって出てくる選択肢もある電気に比べれば、競争の手段ははるかに限られている。したがって、寡占化によって価格が上がる、リバランスどころじゃなくて全体の水準が上がるという心配は、杞憂だとは言えないと思います。ガス市場では、経過措置料金というのはすべからず不要ということは、私はないと思いますし、消費者の委員が言うことは必ずしも消費者の意見を代表していないとは、

私は思いません。

以上です。

○山内委員長

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

多分、余り意見、違わないと思います。

○山内委員長

私もそう思います。

○橘川委員

大阪ガスは東京電力と組む、東京ガスは関西電力と組むというのは、非常に大きな可能性としてあると思います。

あえて言うと、先ほどの——これはちょっとまだよくわかっていないのですが——アグリゲーションの話も、ガス会社が他地域のガス会社に攻め込むときには重要な武器になる可能性があるんじゃないかと思っておりますので。何かどうも発想が、今の状況を守るというような発想が強過ぎるがゆえに、それがやっぱり問題なんじゃないかと思って、私の先ほどの発言はどちらかという後者のほうに、もうちょっと競争マインドを発揮してくださいというところにあります。

○山内委員長

ありがとうございます。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

このタンクの第三者利用のことなんですけれども、この60%の意味というのは、今、実際のデータから、このタンク操作可能範囲で出てきて、1隻が12万キロリットルが平均値だから、それで割り切ると20万以上のものを対象にするとされている。細かい内容はここに書いていないんですけども、できれば内需というか地域活性化も含めると、外資が、産油国から直接入ってくるということも、もちろん自由化ですからあり得るわけで、そこら辺の外資規制みたいなものは一応決められていると聞いているんですけど、もう少し詳しくその辺を教えていただきたいと思っております。

○山内委員長

ありがとうございました。そのほかにご意見ありますか。

すみません、時間のほうがもうかなり超過しています。それで、まずは今ここで議論を一旦区切らせていただいて、事務局から先ほどのご質問も含めてコメントをいただくということにしま

す。よろしく申し上げます。

○藤本ガス市場整備課長

1点、パブコメについて、より広くやるべきではないかというご意見をいただいています。我々としては、実際に影響を受けられる消費者、需要家の方の声を丁寧に聞くというところは全くやぶさかではございませんし、実際の運用はそうした形で進めたいと思いますが、一方で、事業者の数を考えますと、都市ガス事業者は206者ございまして、簡易ガスについても同じ形でやるとなると7,500社いらっしゃるわけでございます。例えば、参考にした料金認可の消費者庁への協議についても、中小企業も含めて、料金認可の影響はあるところを、一定の場所で一定の事業規模で切っているというところは、それなりに合理性があるかと思っています。ちょっと、きょうのご意見も踏まえまして、一度預からせていただいて、どこまでできるのかというのは考えさせていただきたいと思います。

すみません、7,500団地でございます。事業者の数ではなくて、団地の数がこれだけあるということでもあります。

それから、恣意的なといったところを総合評価で判断できるのかという点につきましても、今回大きな仕組みのところは反対なかったかと思しますので、この形でご了解いただけるのであれば、ちょっと実際の解除しない事由のところは、ご意見も踏まえて今後さらに詰めていきたいと考えます。

それから、そもそもその経過措置については、都市ガス同士の競争がない限りはという点につきましては、もう前回の繰り返しになりますけれども、他燃料との競争もあることを踏まえて、電気とガスでは法律上の経過措置のかけ方のたてつけが変わっているかと思っております。実際に利用率が50%を切っている事業者もご案内のとおりたくさんいらっしゃるわけでございます。そこも踏まえて、経過措置をどこまでかけるかというのは判断をすべきではないかというふうに考えております。

それから、最後、外資規制の部分ですけれども、国内で外資が入ってきてガス事業をやる場合には、原則として国に対して届け出を行う必要があるということになっております。

以上でございます。ありがとうございます。

○山内委員長

よろしいですか。

では、総合的な政策について、タダ部長から……そちらからですか。

○多田部長

すみません、もう時間も過ぎていきますので。ちょっと電気のことについて話が出ましたので、

私のほうから何点か。

電気の一括受電についてお話がありましたけれども、今の現状のルールといたしますか、この前決めたルールは、低圧でも可能になります。ただ、その受電の実態というものは確認をするということで、名義貸しだとか、いわゆるホワイトラベルとか、そうしたものはやめてくださいと、こういうことで今、整理をしています。

それから、この場ではないということでご指摘のありました、電気事業者の発電専用のLNG基地という問題については、これは法律としては電気事業法の問題となります。これまで余り議論の俎上に直接上がったことがなかったかとは思いますが、ご意見として、私のほうで承らせていただきます。

あとは、ちょっと最後、消費者と事業者の関係といたしますか、なのですが、私ども期待しておりますのは今回、電気もやり、ガスもやり、熱もやりということで、我が国がエネルギー市場としては垣根が外れて行ってほしいということですが、自由化の中で消費者の方々からもさまざまな、こういうことをやってほしい、ああいうこともやってほしいと、料金だけではなくて、こんなサービスがあるといいねといったニーズをどんどん出していただき、事業者のほうの方々には、新しい創意工夫といたしますか、そうしたもので事業者のニーズを引き出していくようなこともぜひやっていただきたいし、地域を超えても、あるいは起業を超えても、さまざまな連携をしてほしいし、どちらかがどちらかを何とかではなくて、双方向で我が国のエネルギー市場、マーケットがより豊かなものになっていくことを期待しているということだけ、申し上げさせていただきます。

#### ○山内委員長

どうもありがとうございました。

いろいろご意見いただきましたけれども、基本的に3点。基地開放の話ですね。それと経過措置やアグリゲーションの話ですけど、基地開放については、またこれはさらに議論を深めて、次回以降、議論をさせていただこうというふうに思います。

それから、経過措置については、先ほどもう課長がおっしゃっていましたが、それほど皆さん大きな反対がなかったというふうに認識しております。注意すべき点を幾つか指摘されました。それも先ほどリマシーしていただきましたので、その点を事務局でご確認ということにさせていただきます。

それから、アグリゲーションの話は、今回の保安上の問題からというのは皆さんご納得いただいた上で、将来どういうふうな形になるのかというようなことを探っていただく、それが残された課題というふうに認識しております。

それらのまとめで、きょうの議論を終わりにさせていただこうと思いますけれども、司会の不手際で随分時間が過ぎてしまい、大変失礼いたしました。

最後に、今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

次回、第31回につきましては、4月22日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。議題は追ってご連絡させていただきます。

ありがとうございます。

### 3. 閉会

○山内委員長

よろしゅうございますでしょうか。何か最後に。

よろしければ、これをもちまして第30回のガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。

—了—